

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和4年度予算）

日 時 令和4年3月14日（月曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月14日 午前9時00分

付託議案

（市民生活部）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

第8号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第10号議案 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

（健康福祉部）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

第9号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第11号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第12号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

出席委員（8名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
〃	山下由美	〃	大畑利明
〃	林克治	〃	今井和夫

出席説明員

（市民生活部）

市民生活部長	森本和人	市民生活部次長	山本信介
市民生活部次長	西田征博	市民生活部次長兼まちづくり推進課長	小河秀義
市民生活部次長兼市民課長	中尾美恵子	税務課長	朱山和成
生活衛生課長	田中藤夫	人権推進課長	梶原昭一
生活衛生課副課長	寺西康雄	まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長	石垣統久

まちづくり推進課副課長兼学遊館兼館長	原 田 渉	市民課副課長	小 椋 容 子
税務課副課長兼債権回収室長	西 岡 修	一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長	西 岡 公 敬
波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長	榎 木 隆	千種市民局副局長兼まちづくり推進課長	井 口 靖 規

(健康福祉部)

健康福祉部長	津 村 裕 二	健康福祉部次長	大 田 敦 子
健康福祉部次長	三 木 義 彦	健康福祉部次長兼社会福祉課長	安 井 洋 子
高年福祉課長	有 元 靖 代	障害福祉課長	小 椋 憲 樹
福祉相談課長	樽 本 美 稚 子	保健福祉課長	平 尾 真 弓
一宮保健福祉課長	前 田 徳 之	波賀保健福祉課長	藤 井 康 明
千種保健福祉課長	秋 久 一 功	千種診療所事務長	木 原 伸 司
訪問看護ステーション所長	荒 尾 和 美	障害福祉課副課長	鳥 羽 千 晴
保健福祉課副課長	伊 野 隆 之	福祉相談課副課長	栗 山 早 苗
社会福祉課生活福祉係長	平 瀬 弘 生	高年福祉課高年福祉係長	小 田 洋 之

事務局

局	長 小 谷 慎 一	課	長 大 谷 哲 也
係	長 小 椋 沙 織	事務職員	中 田 歩

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 予算委員会を開会します。これより令和4年度の予算審査を始めます。限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、委員長と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いいたします。

また、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いいたします。

それから、委員の皆様をお願いいたします。発言は意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、お願いいたします。

論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、市民生活部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

森本部長。

○森本市民生活部長 おはようございます。連日の予算審査、お疲れさまです。本日、市民生活部の予算審査となっておりますけども、よろしくをお願いいたします。

市民生活部においては、部としまして、一般会計での予算が29億3,260万2,000円、前年度当初予算より5,427万3,000円の増額となっております。

増額の主な要因としましては、自治会集会施設コロナ対策整備事業、固定資産評価替えに伴う不動産鑑定業務、にしはりま環境事務組合分担金の増額などによるものです。

次に、特別会計国民健康保険事業予算については46億5,722万5,000円、前年度当初予算より3,714万5,000円の減額となっております。

減額の主な要因としましては、兵庫県への国民健康保険事業事業費納付金の減額によるものです。

次に、特別会計後期高齢者医療事業については5億8,012万円、前年度当初予算より465万9,000円の増額となっております。

増額の主な要因としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額、被保険者証の再交付に伴う事業費の増額などによるものです。

全体概要としましては、第2次宍粟市総合計画後期基本計画並びに第2次地域総合戦略の基本目標、基本方針に沿った施策の展開と、その取組によるまちづくりを着実に進めていくこととしております。

このような中、令和4年度の市民生活部の事務事業に係る基本方針としましては、戸籍、住民登録、福祉医療、国民健康保険、税に関する手続など、市民の方と直接対応する業務が大半であり、迅速かつ適正に、また市民目線に立った親切、丁寧な対応を心がけるよう市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

また、心豊かに生き生きと学べるまちづくりでは、生涯学習の推進やスポーツ活動の推進、また、将来を見据え、誰もが参画する地域密着の組織、育成を促すなど、参画と協働のまちづくりの推進にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、快適に暮らせるまちづくりのための公共交通の充実にも取り組んでまいります。

次に、ごみの適正処理減量化の推進では、循環型社会の構築のまちづくりの形成を目指し、市民、事業者及び行政の協働による廃棄物の削減とリサイクル活動の推進に取り組むとともに、ごみの分別収集、資源物のコンテナ収集によりごみの減量化と資源物の市内循環に取り組んでまいります。

次に、人権教育啓発の推進では、一人一人が尊重され、価値観を理解し、尊重し合うことで個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創造につなげるためのダイバーシティの推進をはじめ、積極的に人権推進の事業の展開に努めてまいります。

男女共同参画では、誰もが自分らしく生きる協働参画社会づくり条例及び第2次男女共同参画プランに基づき、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた男女共同参画社会の形成に関する施策を市民、教育関係者、事業者等との連携と協働の下、推進していきます。

なお、各課における主要事業等につきましては、主要施策説明書並びに提出済みの審査資料によりお示ししておりますので、この後、予算審査についてよろしくお願いたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、順次質疑をお願いします。

大畑委員。

- 大畑委員 おはようございます。それでは、事前通告に従って質疑をしたいんですが、まず予算書からという順序になっておりますので、細かい話ですけども、まず予算書関係3点、続けてやらせていただきます。

まず、地域活性化等資金融資の貸付金が総務費の地域振興費として3,500万円、今年度置いてございますが、地域振興費ですから産業系の融資とはちょっと違うのかなというふうち感じてるんですけど、これの融資の対象団体とか、どういう事業の内容に対してこの予算を置いてあるのかということと、今年度の事業の目標について少しお伺いをしたいと思います。

- 神吉委員長 小河次長。

- 小河次長兼まちづくり推進課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。お答えしたいと思います。

地域活性化等資金融資貸付金でございますが、地域活性化を目指す団体を支援するという融資制度でございます。市内の3金融機関において低利で融資が受けれる制度となっております。

市の認定により、金融機関との協定に基づいて、実際の協定に基づく融資利率で1%を除いた額を利子補給しているものでございます。主には、自治会の集会施設の新築、それから地域づくり団体の拠点整備に伴います改築等にも利用させていただいております。対象者は、市内で公益的な事業に取り組む団体のうち、定款または規則を有する自治会、集落営農組織、土地改良区等々となっております。

市内の3金融機関で事前に融資の相談ができますし、私どもの担当としても、自治会集会施設の改修等、それから新築等があるときには相談に応じているところで

す。

年度初めに、貸付金としまして総額3,500万円を金融機関に預託しまして、年度末に預託した3,500万円と利子と諸収入で収納しております。

次に、事業に係る目標ですが、4年度の利子補給金の枠としましては、4団体分を計上しております。内訳は、既に使っていただいております2団体、それから新規団体としましては、今年度も改修等の計画がある自治会がございまして、そちらが活用されるということで御相談があればということで2団体を計上しております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 地域の活性化を進める団体、主に聞いてますと自治会が対象のようでございますけども、ハードに対してのこれ融資なんですか、その活性化を図るという中身として何を引き出そうとされているんかというのがちょっとよく見えないんですけども、その辺りを教えてください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 要綱上は、特にハード、ソフト等の定義がございません。今までの実績もそうなんですけど、やはり一括して資金調達が必要な事業ということになりますと、ハードの相談が多くございまして、そういった中で今までの事例でいいますと、自治会からと、それから集落営農とか、あるいは地域づくり団体、そちらのほうでハード事業に使っていただいております。

ソフトが駄目というものではございませんが、一括した資金調達が必要なときに使っていただいておりますので、そういう実績となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 何を目指してはるのか、市が。そこが見えてこないんですよ。地域振興で何を目指してはるのか。

それと、自治会がいろんなハード的なことで使うのであれば、ほかに自治体にいろんな補助制度があるじゃないですか。公民館とかを直していく制度ね。そういうものとどういうふうにさびわけして、これは何を自治会の活性化、自治会なり、あるいは営農団体は何となく分かりますけども、自治会の活性化というのはハードで使っていくって、これが活性化につながるというふうに思っておられる市の考え方ですね、その辺りを少し教えて、ちょっとまだ見えないんです。今の説明では。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 活性化ということで先ほども答弁しましたけれども、この制度の部分につきましては、利子補給というところに重きを置いておりまして、金融機関を使っていたときに、利子を軽減するというものが制度の趣旨になっております。

○神吉委員長 利子補給で、よろしい。地域の振興にどう寄与しているのか。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 例えばMore繁盛さんとかが、繁盛小学校とか、整備をされております。そちらは地域活動の拠点となっております、そちらを使っていただいている様々な事業をされておりますので、そのソフト事業を支える拠点整

備等にも使っていただいております。

そういう観点で言いますと、いろんな団体さんが相談に来られた、何かしら事業をやりたい。そして、一括したお金の借入れが必要やと。そういったときにこの資金を使っていただくことを目的としております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 融資とか利子補給のところをカバーしようということかも知りませんが、その前にやはり市が税金を投入するんですから、こういう対象事業ですということをはっきり言うてもらわなかったら、それはその団体と銀行との関係でお金が貸し借りできたら全て認めていくという考え方なんですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 基本的には地域づくりをやられてる、あるいは集落営農もそうですが、地域貢献という部分でされてる部分が多いございますので、当然内容につきましては、事前に御相談を受けておりますし、それがつながるということでございます。

など、その金融機関については、やはり事務的な手続上、融資の相談ということで役割分担をしているところです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そういう、これに対しては融資もいいとかという判断を市がどのようにされてるんですか。そういうふうにされてる団体ですからと決めつけてはりますけど、そこをどういう客観的な何か審査会とかそういうものを通じて、こういう団体に対する融資ついて市が税金でちゃんと利子補給を見ていこうやないかということがあって、初めて成り立つ制度なんだと思うんですけど、そういう仕組みのところの話が全くないので、ありきで進んでいるのでちょっと理解ができません。

このお金がどのように有効に使っていかれるとしているのかということが見えません。その審査とか、どういうことでやっておられるんですかね。

○神吉委員長 どのように審査され、判断されているか、そこだけ教えてください。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 審査でございますが、金融機関のほうで窓口的な手続をしていただきます。金融の資金の運営協議会というところで、我々担当と、それから3金融機関と協議をする場を設けておまして、その中でこれまであった具体の相談でありますというような部分については情報共有をしながらやっております。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ。

大畑委員。

○大畑委員 続いて予算の関係なんですけど、94ページの衛生費ですかね、施設修繕料として火葬場の修繕料が2,200万円ほど上がっておるんですけど、これはどの場所なのかということと、修繕の内容についてお聞かせください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 火葬場の修繕につきましては、毎年、火葬炉の耐火レンガの修繕、台車の修繕を保守点検の結果を基に実施しておりますが、令和4年度はあじさい苑の火葬炉操作盤制御の更新とつつじ苑の排煙塔の修繕を計画しており、例年より高額となっております。

各施設の修繕費の内訳は、あじさい苑が約968万円、しらぎく苑が約368万円、つつじ苑が約851万円です。また、あじさい苑の水道施設等に経年劣化が見られ、施設の修繕費として12万円を計上しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 はい、分かりました。その中のしらぎく苑なんですけども、ここについて炉の整備、修繕に対してというふうに解釈していいんでしょうか。空調とか何かそういうのが修繕を要すると聞いてるんですけど、その辺りの予算化はされていないんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 しらぎく苑の修繕の内容につきましては、主燃焼炉、これはレンガの張り替え、それと炉内の台車の修繕となっております。

以上です。

○神吉委員長 空調は入っているかどうか。

○田中生活衛生課長 空調は入っておりません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 空調の何か修繕が必要だというふうに聞いてますけど、なぜ予算化されていないんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 今年度なんですけども、この修繕につきましては、保守点検を行なった後に実施します。今回については炉の修繕と台車の修繕で空調には異常はないんだと思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。異常はないと。質疑を続けます。

○大畑委員 続けてお願いします。

今度、指定管理施設の委託料についてお伺いしたいんですが、市民生活が担当されておりますスポーツ施設と、あとふれあいサロンのことについてお尋ねするんですが、まず、スポーツ施設ですね。スポニックパーク一宮、それから波賀B & G海洋センター、千種B & G海洋センター、この3つの施設なんですが、指定管理料は前年と同じ額で推移してきてますが、過去に比べると少しスポニック、今回の指定管理で増えてるなという印象を受けるんですが、この3施設について指定管理料の考え方とその積算根拠をちょっと教えていただきたいんですが。根拠といいますのは、要は自治体が管理運営に係る費用として渡す委託料的な部分、それから、こういうスポーツ施設、プールですから利用料とかいう形で発生してると思うので、それは全て指定管理者が収入しながらやってるんだらうと思うんですが、その場合ですね、全て管理運営委託部分と、それから利用料、修理も全て取って、この金額をまだ管理料として支払うということは、これは委託に係る部分の金額なのか、それ以外のものも含まれているのか、その辺り考え方とこの積算根拠を教えてください。

○神吉委員長 石垣副課長。

○石垣まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。スポーツ施設の指定管理料なんですが、まず、基本協定書の第32条に基づきまして、年度協定を締結することとなっておりますので、それに基づいて積算をしていくということになります。基本協定書並びに年度協定を基に指定管理料を支出することになりますが、予算計上に当たっては指定管理者が選定審査の際に提出しております。今回は令和3年度からになりますので、令和3年度から令和8年度までの6年間の事業計画書並びに収支計画書と令和3年度の管理運営状況を踏まえた令和4年度の事業計画及び収支計画を提出していただいております。その内容を精査しまして、ヒアリングを行なう中で内容を決定しております。

令和4年度につきましても、審査のときにコロナの影響もありましたので、それも予想されておりますけれども、6年間の収支計画書につきましても、指定管理者が作成したものでありますので、その提示の金額を基本として協議、調整を行っております。各指定管理者との協議、調査の結果、3施設とも令和3年度と同額の指定管理料としております。

それで、その後に質疑があった自主事業分のところなんですけれども、施設の維持管理料と自主事業のプールになる部分が主になるんですが、その部分については収益になる部分を指定管理のほうの収入分に見込みまして、その差額になる部分が指定管理料としての積算の根拠となっております。

○神吉委員長 説明終わりましたか。

○石垣副課長 はい。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 要は、基本協定を向こうから提案受けて、それを審査して妥当だろうということで決めておられると。その中身には、先ほど言いました、要は施設の維持管理という委託する金額、そこに利用料という、自主事業として入ってくる収入に加えた総額、それを最初に確認をして、そしてそのとおりに払っているというふうに伺いました。

ですから、コロナによって事業収入が落ち込む、でも、その落ち込んだ場合も最初の基本協定の額が決まっているから、その分もあと補填してあげますよという考え方ですから、事業収入が上がろうが、下がろうが、全く関係ないわけですね。上がれば、最初の基本協定で交わした金額よりも事業収入が増えれば、それは市にバックされるんですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 お答えします。

基本的には、先ほど副課長が申し上げたとおり、コロナの影響も加味したものとして6年間の収支の計画書を出していただいております。その中で、議員おっしゃられますように、コロナの影響等が出ておりますが、その部分は見込んだ部分よりも高いときも低いときもございます。そういった部分も加味して、最終的には各指定管理者との協議の中でやっております。ちなみに、令和2年度、3年度と、どう言いますか、休業の扱いをどうするかというような協議もございましたので、全て言ったままにということではなく、そういう事情も考慮しながら、最終的には指定管理者との協議の中で整えているということで御理解いただきたいと思っております。

○神吉委員長 収益が増えた場合どうなるのか。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 基本的には収益が増えた部分については企業努力ということでございますので、年度協定の金額がベースになってくると考えております。

- 神吉委員長 大畑委員。
- 大畑委員 減ってもその分負担するし、増えてもそれは企業が取ってしまうと、事業者が取ってしまうという考え方やね。せやから一定この金額は払いますという前提の話やということやね。
- 神吉委員長 小河次長。
- 小河次長兼まちづくり推進課長 基本的には年度協定で定めた金額となっております。ただ、自主事業の部分ございますので、自主事業については収益が非常に変動もしてまいります。現在の提案でいいますと、ある程度もうかっていくと、それも還元するような考え方も指定管理者もしておりますので、そういった部分も含めて調整を進めているところです。
- 神吉委員長 同じところですか。
- 大畑委員。
- 大畑委員 令和3年4月から新しく指定期間、延長されてますけど、先ほどコロナの影響も加味してとおっしゃいましたが、その時点でどのように加味をされてたんですか。ということは、利用者は少ないだろうという前提で考えられてるんだと思うんですけどね。加味するということは。指定管理料自体は、それは加味されているんでしょうか。というのは、ちょっとこれでは見えないですね。
- 神吉委員長 小河次長。
- 小河次長兼まちづくり推進課長 コロナの影響でやはり利用者の落ち込みという部分は、一定指定管理者が想定をして上げております。ただ、それについても極端な落ち込みとかいう部分ではなく、ある程度企業努力とか収益確保に努めていく中での提案となっておりますので、それに基づいて選定の審査が行なわれ、その金額をベースにということになっております。
- 大畑委員 聴取不能。
- 神吉委員長 小河次長。
- 小河次長兼まちづくり推進課長 先ほど申し上げたとおりでございますが、まず、時典をおさえますと、選定の際の見込みがあります。そして、最終的に当該年度を迎えたときに、その見込みに対してやはり増減が出るんですが、それが予想よりも低かったということになってきても、その決まった金額以上に引き上げずに指定管理料を支払うということでございます。
- 神吉委員長 コロナ禍における収益の増減をどうやって見定めたのか。
- 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 当初予算につきましては、やはり一番初めに副課長が答弁しましたとおり、6年間の収支計画と3年度の状況を考える中で金額を予算としては計上させていただいております。そして、実績段階で例えば休業が必要になったということになりますと、光熱水費とかが持ち出しが少なくなるようなこともございます。そういった部分については、千種のB & Gなんかはそうでしたが、そちらの光熱水費相当額は精算すると、予定の指定管理料よりも少なく結果としてするような調整をやったこともございます。

○神吉委員長 この件については、後で委員間討議で行います。

大畑委員。

○大畑委員 要するに委託料と自主事業の利用料も併用で全て見てしまってるというふうに受け止めました。

本来的には、自主事業というのは指定管理者の自主努力、経営努力によってされる部分やから何ほかそこに納付金制度というのが導入されてですよ、もちろんもうけた分を全部取ってしまったら全くモチベーションが上がりませんから、そんなことしないで、ほかのところがやってるのは、売上げが伸びたらその何割からは管理者にみたいな形を取ったりしてますけど、全くうちはそういう考え方なく、最初から決めた金額を赤字になろうが、業者がもうかろうが、これだけは払いますという契約だというふうに解釈してよろしいですね。

○神吉委員長 この件に関しては、後で委員間討議で行います。

○大畑委員 ちょっとだけ最後、質疑、今の考え方でいいのかということだけ。

○神吉委員長 答えますか。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼します。ちょっと誤解を招いているところがあると思うんですが、やはり管理運営に係る部分、それは条例に基づく利用料金ということで、そこと必要な経費との差引き分で指定管理料という考え方でございます。

一方、自主事業につきましては、あくまでも議員おっしゃるように自主事業でございまして、その部分をどう取り扱うということにつきましては、やはりそれを全部取り上げてしまうというような考え方ではなく、努力して頑張った部分については本来的には指定管理者がその部分を収益としてする部分かと思っております。

そういうふうに切り離した考え方の中で進めておりますので、その辺については

御理解いただきたいと思います。

○神吉委員長 次へ行きます。ふれあいサロンについての答弁できますか。

井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 失礼します。それでは、ふれあいサロンの指定管理者ということで説明をさせていただきます。

ふれあいサロンにつきましては、令和3年度から新しい指定管理者ということで決めております。昨年度、令和2年の12月に、これも体育施設の指定管理と同様ですけれども、業者から提案をいただいて、その収支に基づいて基本協定を締結しまして、それに基づいて令和3年度の指定管理料を決めておりますけれども、またさらに今回の提案の令和4年度の指定管理料につきましても、指定管理者と協議の上で指定管理料を決定しております。結果的には同額ということになっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ここも非常に運営は厳しいだろうというふうに思うんですね。お風呂とか、それからレストランの部分とか、いろいろ落ち込みがあるかと思います。その辺も最初の基本協定の段階でどのように協議をされてるんかというのを教えていただきたいんです。

営業として指定管理者が努力をされる部分と、ここは行政が面倒を見ましょうという部分との協議の内容ですね、そこを教えてください。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 ふれあいサロンにつきましては、管理運営というところで条例にもございます温泉、フィットネス、和室の貸し上げ料が管理運営の部分であると思っております。

それから自主事業ですけれども、ふれあいサロンではレストランが大きい自主事業であると考えおります。

管理運営、指定管理料ですけれども、ここの温泉の維持管理ですね、特に灯油代とか人件費とか、その辺が多く占めるというところで1,080万円の指定管理料でここを適正に維持管理していただくということで考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 産業部との関係で、もし違いがあるんだったら教えてほしいんですが、伊沢の里とかフォレスト、ここらは昨年度から指定管理料の中に入浴の費用が落ち込んだ部分も指定管理料として見ていってますよね。そういう考え方のとこと、こ

のふれあいサロンとの今おっしゃったお風呂の関係、同じ考え方で基本協定がしてあるのでしょうか。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 ふれあいサロンについても、昨年度に基本協定を締結しております、そのときのコロナを含めた入込者数を想定した入場者数、温泉利用料というところで見込んであると思いますけども、かなりこのコロナの関係の収入が落ち込むということになると、指定管理料の増額等も検討していかな駄目かなというふうには考えております。

○神吉委員長 ほかとの比較はできないでしょうから、この事業に関してはこれで終わります。ふれあいサロンに関しての質疑は終わります。

○大畑委員 不規則発言

○神吉委員長 考え方ですよ。

○大畑委員 分かりますか、私の質問。

○神吉委員長 分かりましたよ。分かりました。それから、ふれあいサロンの考え方も分かりました。伊沢の里とかのほかとの比較は産業部とかの比較は分からないと思います。答えられないと思いますので。

○大畑委員 聴取不能ですかと聞いてるだけですから、聴取不能。

○神吉委員長 どうですか。

副局長。ほかとの比較が分かりますか。

○大畑委員 そこ聴取不能言ってるんじゃないしに、私は聴取不能そういう考え方をしますけども聴取不能

○神吉委員長 暫時休憩します。

午前 9時35分休憩

午前 9時37分再開

○神吉委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次の事業へ移ります。地域生活交通対策事業。

大畑委員、お願いします。

○大畑委員 主要施策の27ページ、お願いします。

地域生活交通対策事業の中で、市内完結とそれからいわゆる小型と大型バスやね、その関係について質疑をさせていただきたいんですが、今利用料の非常に少ない市内完結小型バスの評価、今年改善していこうという方法ですね。これは委員会で三

方、繁盛地区の話は何ってますので、それ以外の地域についてどのように考えておられるのかというのを伺いたします。

それから、今日、経費出していただきました。運行経費が大型、小型、分けて全体で1億9,500万円、この運賃収入マイナスと書いてあるのは、この運行経費から引くという意味でのマイナスでしょ。収入がマイナスみたいに見えますからね、この資料でね。ここの運賃収入はもう合計で書いてしまっているんですけども、これの大型バスの収入を幾ら見込んでおられて、小型幾ら見込んでおられるんかというのを教えていただきたいと思います。

最終的にそれぞれ大型バスに対する補助金が幾らで、小型バスに対する補助金が幾らなのか。そして、国・県の補助金の将来見通しがどうなっているんかという辺りをちょっとお尋ねしたいと思います。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。まず、1点目でございます。

三方、繁盛地区以外の小型バスの利用が少ない地域でございますが、こちらもやはり持続可能な公共交通ということで考える必要があると思っております。

その点につきましては、まず、バス、タクシー事業者さんとの調整もありますが、一宮で進めております移動の仕組みというものも、お話としては地域に出しながら、新年度の体制、自治会長さん方も相談を進めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど整理してお答えしたい部分もありますが、まず、こちら本日の追加資料でございます。令和4年度の見込み額についてはちょっと総額で上げてしまっております。おっしゃられましたとおり、運行経費につきましては、大型バス、小型バス、それぞれ明細を書いておりますが、運賃収入についてはちょっと手元に今ありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それから、国庫補助金のことでございますが、国庫補助金、県単補助金等を含めまして、やはりこちらの補助については総額が膨らんでいる状況です。というのは、収入がやはり見込めない中で各バス事業者さんは苦戦されてると、こちらがいわゆる運行経費の補助になっております。運行経費と収入の差し引いた部分で国・県が用意してるものでございますので、同様に、市としてもこちらの費用が、国・県の補助がありますが、そちら市のほうも同じ理屈になっております。

なお、国の制度につきましては、特段変更はありませんが、県については行革の

見直し等が進められておりますので、そういった中で令和6年度以降ぐらいから、やはり幾らかちょっと影響を受けるのかなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 最初のほうですね。利用料の少ないところ、それ順次ですが、特に千種はタクシー事業者もないわけですね。タクシー事業者との関連も協議しながらとおっしゃったけど、やっぱり急ぐと思うんです。私ね。外出支援サービス、御存じのとおり利用料金も上げていこうという提案を今受けておりますので、遠距離の方の移動というのは非常に負担も増えてくるわけですね。ですから、その辺りは三方、繁盛と並行しながら千種も早く何らかの地域に見合った移動手段みたいなものを検討していかなければいけないと思うので、その辺りの考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、国・県の補助金が国の場合だったら特別交付税か何かで算入されてくるんだろうと思うんですけど、市が定めています1便当たりの利用者数を相当下回っている段階で、いつまでも補助金が受けられるんだろうかと、私ちょっと心配があるんですが、その考え方、行革という意味じゃなくて、行革はまたそれにプラスしてくるものですけども、それ以前に、今の制度の中でも利用率が非常に少なかったら打ち切れへんかなという心配があるんですが、その辺りの今の制度の中での国・県の見通しについて教えてください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 はい、お答えしたいと思います。

まず、1点目、千種の地域は特に急ぐ必要があるということでございます。まさしく、その考えは私どもも持っております。千種ではまちづくり関係、協働のまちづくりでもいろいろ進めていただいておりますし、商店会連合会のほうでも移動の仕組みをちょっとやっぱり考えていかなあかんかなということやっていただいております。

そういう中で、先般の繁盛、三方の地区の話合いの中で、具体のモデルづくりを進めていきたいと思いますという部分もお話としては提供しながら、そこではやはり地域づくりの観点から地域コミュニティ支援とかもその企画に当たってはどうかということもいただいておりますので、前向きに検討していただくようにこちら働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。

国の補助金ですが、現行の制度でも、議員御指摘のとおり、利用状況が悪くなる、乗車率が下がってくると国の補助率が落ちるようなことになっております。それでいうと、私どもも心配しておりますのは、利用がさらに率が悪くなっていく、高校とかも生徒さんも少なくなっていく将来がありますので、そういう部分もありますので、やはり大型バスの利用促進という部分については特に力を入れていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしい。続いて、同じ事業で、今井委員。

○今井委員 同じ、先ほどの回答で半分は分かったんですけども、取りあえず具体的にこの金額ですね、約1億4,600円、一般財源の、このうちのどのぐらいを国・県のほうから当て込んでるんでしょうか。大体のところ。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 一般財源で1億4,663万6,000円となっておりますが、特別交付税につきましては、80%ということで、算定上のルールになっておりますので、1億1,730万9,000円ということで、そちらが金額になります。それから差引きしますと、約3,000万円が純粋な一般財源となりまして、そこに五、六百万円ぐらいだったかと思いますが、一般財源化されております従来の県の補助金がそこに充当されるというふうなところになってございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、20%の市の純粋な持ち出し分の中、それをその部分の中で県の部分が入ってくるということやね。先ほどの回答であれなんですけども、本当これいつまで続くのかなというのが正直思うわけなんですけども、その辺はあれですか、先ほどの回答のように、やっぱり利用率とかいうような部分の問題が一番大きいのか、もう国としてこういうふうな過疎地のバスに対しての補助というのは、基本的にはもうずっと続けるという、そういう方向はあるわけですか。

○神吉委員長 今後の見通しについて簡潔にお願いします。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 今後の見通しですが、この制度自体やはり全国の公共交通機関に対する国の支援制度でありますので、これはなくなるところは今のところは考えておられないのかなというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいね。

次の事業に移ります。

津田委員。

○津田委員 それでは、協働のまちづくりの推進についてです。まず、このモデル3地区、目標を上げられてるんですけど、令和4年度のターゲットとして、どこか新しいところはあるのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼いたします。先ほど例の千種のモデル地区の取組でも若干申し上げましたが、現在、繁盛地区と千種地区の2地区がモデル地区としてコミュニティ支援を設置しております。3地区のうちのもう1地区につきましては、旧染河内幼稚園をリノベーションして、拠点としての整備をされようとしております染河内地区でございますが、こちらとの働きかけを進めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 あと、1点、今年度の中で島根大学との共同研究業務の委託料が計上されておりますが、こういったことをされるのかなど。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 島根大学との共同研究でございますが、参画と協働のまちづくりの指針を現在、策定をしております。こちらの部分について人口減少が進んでいったときに、やはり地域が様々な影響を受けていると。特に自治会長さん方が世代交代をする中で、現役世代の自治会長さんとかもいらっしゃる中で、負担がいろいろ出てきている部分があるだろうと。

それから、旧来の仕組みから何かしら簡素化できることはないかとか、そういった部分を把握するというようなところで、単位自治会長さん方に、令和3年度はアンケート調査を実施しております。令和4年度につきましては、そのアンケート結果を基に、実際に島根大学の先生とか学生さんとかにもこちらのほうにお越しいただくようなことも調整しながら、実態把握をしていきたいと。

こういった結果につきましては、協働のまちづくりの指針の本文等を考えていくに当たってはバックデータとなり得るものになるというふうに考えております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

生涯スポーツは、林委員、お願いします。

○林委員 生涯スポーツ活動の推進なんですけどね、ちょっと事業目的と一番下の目標のところ乖離しとんかなと思うんで尋ねるんですが、事業目的では誰でも気軽に年齢とか関係なしに楽しめるスポーツを普及するということだと思ってるんですけども、目標のところサッカーとカヌーが上がっているんです。これあまり目的に合致するようなスポーツじゃなしに、かなり体力も使うと思うんですね。そこらのところが何でサッカーとカヌーを選ばれたんかなと、目標のところですよ。それをお尋ねしたいんですけど。

○神吉委員長 石垣副課長。

○石垣まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。生涯スポーツ活動の推進につきましてですけども、特にコロナの影響を受ける前と比べますと、コロナ禍でのスポーツ活動は様々な制限を受けて活動している状況でありまして、担当としましては、スポーツ関係団体との連携の基でラジオ体操やウォーキングをしーたん通信やしそチャンネルなどを活用して推進しているところでございます。

ラジオ体操につきましては、今年8月には夏休みの巡回ラジオ体操の放送が決定しております。

また、ウォーキング教室につきましては、規模を縮小して市内会場を分散して実施する計画ともししております。

また、事業目的にあります体力や年齢に関わらず、誰でも趣味や目的に応じて気軽にスポーツに触れることができ、生涯スポーツに親しむことで元気で生きがいにあふれたまちを目指すというために、スポーツ推進計画の策定というのを今年度から進めております。

スポーツ推進計画では、令和4年11月頃には策定が完了するスケジュールで進めていますけども、計画策定後は今後のスポーツ施策の方向性を各種団体や市民と共有しながら、ラジオ体操やウォーキングなどの取組を一層進めていきたいというふうに考えているところです。

次に、サッカーとカヌー教室についてですけども、スポーツ事業としては年間を通して体育協会13競技団体あるわけですけども、その団体の競技スポーツのほか、体育協会主催のバレーボール教室やソフトボール教室など、様々なスポーツ教室が実施されていますけども、これらの事業は主な事業の一覧にあります社会体育活動スポーツ活動支援事業のほうで整理をさせていただいております。

主要施策に計上しています、先ほどありましたサッカーとカヌー教室につきましては、直接執行で実施しているものを上げております。

なお、サッカー教室につきましては、教室を依頼しているヴィッセル神戸のほうからふるさと納税をいただいているために、ブナ基金を財源として毎年実施しております。

その他地域資源を生かしたスキー教室というのも、スポーツ推進委員のほうを実施するなどして、各種スポーツ団体が対応している教室が多くあります。

先ほど申し上げましたとおり、スポーツ推進計画の策定は今進めておるんですけども、骨子の案が整理できた段階で、常任委員会のほうにその骨子案をお示ししましていろいろと御意見をいただきたいと考えておりますので、また、その節にはよろしくお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 スポーツの推進は今言われたことでええと思うんですけどね、ここの表題に上がるとる生涯スポーツ活動の推進というのは、今、縷々言われましたスポーツの推進とまた違うと思うんですね。体力とか年齢に関わらずスポーツを楽しんで、親んでもらうというようなことで、この中で言うたら、ラジオ体操とかそういう部類に入ると思うんです。それで、スポーツ推進委員さんがごつつう推進するようなスポーツとまた別個に考えるほうがいいんじゃないかと思います。今年度はそういうことで予算化されてますけど、検討する必要があるんじゃないかと思います。

○神吉委員長 答弁よろしいね。こちらで委員会討議で行いたいと思います。

次の事業に移ります。

御形の里づくり事業は、八木委員、お願いします。

○八木委員 私のほうからは主要施策の30ページ、御形の里づくり事業のほうで、アウトドア施設整備事業3,839万8,000円ですね。用地購入で1,956万6,000円の財源と必要性をまず伺います。そして、キャンプ場の運営における委託費の財源はどこなのか、またお願いします。

それと、あとアウトドア施設整備事業としてカフトムシドーム用地を買い戻すところがあるんですが、どうして買い戻すのか、そのまま使用してもらってもいいのではないかとこのことをちょっと伺います。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 一宮市民局、西岡です。よろしくお願いします。

まず、御質問ありました整備事業の3,839万8,000円と用地購入の1,956万6,000円

の財源なんですけども、これは過疎債を予定しております。

続きまして、その必要性なんですけども、現在、カブトムシドーム横の土地は災害の残土などによって埋め上げられて、今、更地になっておるんですけども、一宮北部のまちづくり団体から、この家原遺跡公園一帯のにぎわいづくりと活用の提言をいただいた中で、キャンプ場の整備を望まれていること、市としてもこの一帯を整備する中でアウトドアの施設が一番有効利用できるという判断の中でキャンプ場の整備をする方向性を出しております。

また、用地購入の件なんですけども、この土地は平成20年度に土地開発基金で購入している土地でありまして、今回このキャンプ場を整備するに当たって、カブトムシドームのところも併せて、この一帯のにぎわいづくりの創出を図っていくということで土地開発基金から買戻しをすることとしております。カブトムシドームのところをそのまま使用してもらってもという話なんですけども、現在は普通財産の貸付となっております。今後、買い戻すことによって行政財産の使用許可によって使用していただくということになってきますので、実質そのまま使っただけの状態というのは変わらないというふうになります。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すみません。そしたら、今までカブトムシドームをやっておられる方はそのままそこで運営をされるということでしょうか。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 はい、申請はまた継続して出てくるはずですので、そのままということになります。

○神吉委員長 同じところで、垣口委員。

○垣口委員 少しお聞かせ願いたいんですけども、目標数値、特に進捗率という格好で、昨年3,751人、これは当然9月からの土日オープン、まほろばの湯ですけども、土日オープンとか限定的なものもあったと思うんですけども、それが4月1日からフルオープンになるまほろばの湯に関してはフルオープンになると思うんですけども、それだけを見込んだ数字じゃない、公園内施設利用者となってますけども、それが10万人になっている、そこまで見込んでいる根拠というのがあれば教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 この事業の実績数値の算出なんです

けども、今おっしゃられましたように、まほろばの湯の入浴入場者数も当然カウントしておるんですが、それ以外に現在は歴史資料館や各工房、あとグラウンドゴルフの利用者の方の合計で算出をしております。

令和2年度の実績3,751人については、まほろばの湯が4月17日に閉鎖をしたということもありまして、非常に少ない数字となっております。

参考に、それまでの実績値というのは大体6万人から7万人ぐらいで推移をしておる状態の数値でございました。

この御形の里づくり事業の開始は平成29年度なんですけども、この年度以降、目標数値としては毎年度10万人として設定しております。この数値につきましては、例年、実際の実績数値が六、七万人のところ、一宮北部のにぎわいの拠点として多くの方に集まっていたくためのいろいろ整備をしていく中で、目標として10万人という数字を設定しております。

○神吉委員長 続いて、同じ事業で、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 私もお尋ねします。先ほど副局長のほうから一宮北部のまちづくり委員会からの提言を受けてというお話がありましたが、提言だったら全部やるんかというふうになりますので、5,800万円からの投資をするわけなので、最近キャンプが非常ににぎわっているということは分かりますが、この場所にどれだけの需要が見込めているのか、収支とか含めてどうなのかという、そういう事前にマーケット調査とか十分された上で、この事業の政策判断をされたかどうかということ伺いたしたいと思います。

それと、この家原遺跡の公園を含めてまほろばの湯の指定管理とか、この間いろんなことを手がけてきましたが、まだじっくり一宮北部の活性化にはつながっていないという現状があっといういろいろ苦労されていると思いますが、まほろばの湯の指定管理との関係性、この辺りをどのように考えておられるのか、一応2つの視点でお伺いたします。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 まず、マーケット調査をしたのかということなんですけども、マーケット調査としては実施はしてございません。先ほど委員からもありましたように、一宮北部のまちづくり団体の提言にまずあること、それだけであるという意味ではないんですけども、市としては、その提言を貴重な意見として捉えて、県内のオートキャンプ場やRVパークを調べたりもしております。

そんな中、アウトドア施設専門の整備や運営を手がけている事業者さんとお話しする機会もありまして、現在、コロナ禍によってアウトドア施設の需要自体が、逆にそもそも今増えている状態であると。

その中で、子どものいる家族連れだけでなく、年配者の夫婦などのキャンプも多くなってきている中で、オートキャンプ場、またRVパークとかの立地の条件として、大都市から大体2時間程度の距離のところ、あと遊具や芝生広場のよう子どもが遊べる場所があることや当然まほろばがある温浴施設があるということもなんですけども、これらに加えてカブトムシに触れることができる、体験することができる場所、あと木工体験とかもできる。それよりも何より、遺跡公園があって古代に触れ合える場所があるというのが県内のほかのキャンプ場に比べてないところだということで、非常に魅力的で需要はあるというふうなお話をいただきました。

あと、その一宮北部のまちづくり団体の提言をいただく中で、アドバイザーに入っていたいていた業者さんもいるんですけども、そこも同様な感じで非常に需要はあるのではないかとというふうに言われましたので、市としてはここに。

すみません、それとあと収支についても一定試算はしたんですけども、使用料の収入で維持管理に係るコストは賄えるというふうに判断しましたので、今回キャンプ場の整備を決定しております。

続きまして、まほろばの湯の指定管理との関係性なんですけども、このまほろばの湯の指定管理は4月から稼働するので、当然、新しい指定管理者と関係性が出てくるんですけども、現在このキャンプ場の管理について、方向性ははっきりと決定はしてないんですけども、このエリアにある施設の一体的な管理運営ということを考えていったときに、やはりここも当然、指定管理として同一事業者であれば効率的な管理運営ができるでしょうし、また受付業務自体を、同一であれば受付業務をまほろばの湯のカウンターでするというふうにすれば、管理棟も不要になってくるんじゃないかなと、経費的にも抑えることができるのかなとは考えております。

ただ、指定管理者の選定に当たっては、選定審議会による審査というものも必要になってきますし、今後関係課との連携、調整をする中で方向性を出して、まほろばの湯、家原遺跡公園の指定管理者とも協議をしていきたいと、今考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。今その周辺にあるいろんな資源があって、利用が見込めるだろうという、そういうぜひこれがプラスになるように期待をしたいというふう

に思うんですが、実際、運営責任はこれから決まる指定管理者が全部ここも運営責任を負っていくんだらうと思います。

また、多額の指定管理料を払ってやらしてもらわなあかんということだけは避けていただきたいと思いますので、その辺の見込みも含めて十分いけるといふふうに捉えておられるということによろしいですね。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 さっきの試算の話、もう少し言いますと、今現段階でオートキャンプ場として全面をするのか、あと今、近年RVパークというのも人気にはなっておりますので、半分とか幾らかはRVパークとして考えた場合とか、サイト数などを試算する中で、あと県内のほかのRVパークやオートキャンプ場の料金設定とかも鑑みたところで計算しましたところ、人件費を少し余分目に考えていった中でも当然大きく黒字という意味にはならないんですけども、何とか収支取れるという試算結果が出ておりますので、何とかいけるのではないかと考えております。

○神吉委員長 次、同じ事業で津田委員なんですが、収支見込みなどは割愛して、ほかの質疑をお願いします。

津田委員。

○津田委員 すみません。委員長、例えば収支見込み、計算されてる分て、例えばこっちへ提出してもらうことはできるんですかね。

○神吉委員長 もう一度、すみません。

○津田委員 収支見込みの今計算されてる内容を委員会として求めることはできますか。

○神吉委員長 指定管理との整合性もあるので難しいのではないかとと思うんですが、西岡副局長、どうですか。西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 今少し整理、ちゃんと表として整理はさせていただきたいんですけども、委員会のときに提出は何とかできるようにしたいと思います。

○神吉委員長 津田委員、質疑をお願いします。

○津田委員 はい、分かりました。私も先ほどの皆さんと同じところなんですけど、実際その収支見込みだけ私もしっかり見ていかないといけないのと、今いろんなところからアドバイスいただいてということなんですけど、結局こういう施設というのは、あと集客がね、誰がこう本当に引っ張っていく、集客いかに行なうかだと思

うんですよ。

これは今から例えば、そういう集客等も行なってもらえる指定管理者、今でももう既にまほろばは決まっていますよね。そこが同じように集客やってくれるのか、また新たに別の、ここは別で渡すというわけでもないですよ。そこはどう考えられてるんですか。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 先ほど大畑委員の質問のときにも少しお答えしたんですけども、当然ここ指定管理を今予定はしておるんですけども、指定管理者を決めるのは選定審議会とかの問題もありますので、現時点でまほろばの湯、家原遺跡公園の指定管理者にそのままそれをお渡しするということが決定しているわけではないんですが、一体的に管理運営ということを考えたら、それが望ましいとは考えております。

そうじゃない場合は、また違う指定管理者になる可能性もあるんですけども、いずれにしましても、集客については指定管理者と市のほうのPRということがまず一番になってくるのかなと今思っております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 当然この集客の部分、今確かにキャンプのブームというのはあるんですけども、今市内でもたくさんキャンプ場ありますよね。当然この収支見込みを出すときに、そこの利用状況なんかも加味しながら、これぐらいは見込めるなという部分で収支の見込みを出されているでよろしいんですかね。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 そのサイトの単価を近隣のオートキャンプ場とかを見る中で、仮に、あくまで仮の数字ですけども設定をしまして、あとは稼働日数と稼働率というのを一定考慮した中で売上げを出して、サイト数に見合った人件費としてこれぐらい要るのではないかとということ算出して出しております。

なので、近隣のキャンプ場の利用者数のところまではちょっと想定はしてないんですけども、いろいろ事業者さんに聞いたりする中で、大体これぐらいの稼働率だよということは聞いておりますので、その数値で算出をしております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 近隣のというか、当然市内の市の持っているくるみの里であったりとか、アウトドアランドとかありますよね。そこの今の実績数なんかも当然加味しながら、

これぐらいは見込めるなという部分の算出はされてるということですのでよろしいんですか。

○神吉委員長 市内の状況を確認した上でできておりますかという質疑です。

西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 個々の数字まではちょっと、私、詳細に今ちょっと言えない部分もあるんですけども、一定その県内も含めて考えていた中なので、市内の数値、いわゆる稼働率的には考慮してやると思っております。

○神吉委員長 次の事業に移ります。

カヌーは津田委員。

○津田委員 カヌーによる地域づくり事業です。もともとカヌーの競技場設置の部分で、今まで多額の投資をしてきているわけですが、カヌー大会で実際この経済効果でどれぐらい見込めているのかということと、あと競技場整備に当たって全国大会や近畿大会等の誘致を目指すということで、今まで投資してきたわけですが、令和4年度に見込みはあるのかと。

ワールドマスターズのゲームのカヌーポロの大会の予定はどうなっているのかというところをお聞かせください。

○神吉委員長 榎木副局長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 波賀市民局の榎木です。よろしくお願ひします。

それでは、3点、大きく分けてあると思うんですけど、まず、カヌー大会での経済効果というところなんですけど、これにつきましては、令和2年度、3年度のほうがコロナ禍により多くの大会が誘致できておりません。そのために試算となるのは令和元年度に行なわれた大会の実績からになりますけど、基本的に令和元年度につきましては、大きな大会がカヌースプリントジュニアであるとか、近畿高校総体、国体の近畿ブロック予選、音水湖カップのカヌーポロ大会、関西学生カヌー選手権大会というような大きな5つの大会があります。この分が経済効果の算出の根拠になるんですけど、この5つの大会で延べになりますけど、2,900人余りの来場者が近隣の宿泊施設を利用されて、そこで食事も取っていただいておりますというところで試算すれば、1,800万円以上の地元への経済効果というところが期待できるという算出になります。

それから、次に、2点目です。

カヌー競技に当たり、全国大会や近畿大会の誘致というところなんですけど、そ

の見込みについてですが、令和4年度の音水湖でのカヌー大会の予定を申し上げます。春から夏にかけて開催される大会としまして、音水湖カップのカヌーポロ大会であるとか、兵庫県民体育大会カヌー競技、これは国体の県予選になります。それと、兵庫県の高校総体カヌー競技であるとか、大阪学生カヌー選手権というような大会が予定されております。

その後、夏から秋にかけて開催される大会としまして、これはかなり規模が大きいんですけど、関西学生カヌーの選手権大会であるとか、兵庫県の高校のカヌースプリントの新人戦の大会ということで、今のところ大きく分けて6つの大会を予定しております。いずれも予定であります。コロナ禍の影響なり、先ほど言いました6つの大会の中には、前年度というか今年度ですね、今年度中止や延期となった大会も含まれております。こういう状況ではあります、今後とも市民局としても大会誘致というところに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、3点目になりますけど、ワールドマスターズゲームズ2021関西の音水湖で開催予定であったポロ大会の件ですが、これはもう既に新聞報道等で御承知かと思うんですけど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、昨年10月26日に大会組織委員会からワールドマスターズゲームズ2021関西の本大会を2026年5月に再延期すると発表されました。正式には、その年の11月4日、国際マスターズ協会総会において承認されており、会期の日程については今後調整されるということになっております。

これを受けまして、ワールドマスターズゲームズ2021関西、関西組織委員会や兵庫県の実行委員会においても、来年度以降、規模を縮小し、数年後の準備に向けて再開されるという方向で調整されるという状況であります。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 1点、確認させてください。この参加者600人というのが、その6つの大会が全部開催されたら600人ぐらい見込めるかなという考えでよろしいんですかね。

あと、当初、元年ですと、2,900人ぐらいが大会で来られてたということなんですけども、当初、このカヌー競技場を整備したときに、そういったものをもっともっと増やして行って大会誘致していくということで今まで多額のお金を投資してるんですけども、これで営業的な部分ですよ、その辺が追いついてるのかなという部分を聞かせてください。

○神吉委員長 楸木副局長。

○楸木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 1,800人というところで、6大会というところで単純に割ると、3、6、18ということで、1大会300と思ったんですけど、この大会の中には規模の大きい大会、先ほど言いました中でいいますと、関西学生というような大会がありまして、ここは選手のほうで200人以上参加してもらおうというところで、あと期間のほうで当然そこで5日間あったり、6日間であったり、3日間で終わってしまうような大会もありますので、単純に1大会600というわけにはいかないんですけど、トータル参加してもらえる人数と、その方々が泊まっていただけという前提の中での試算になりますので、当然大きな大会でありましても宿泊されない場合は経済効果の中には含まれないという形になるんですけど、今、委員さんの言われましたとおり、当初、当然多額の設備を投資してやっておりますので、市民局としましても、なるべく大きな大会でたくさんの方が来場していただいて、宿泊等を使っていただくというところで目指しておりましたけど、御存じのとおりこの2年ほど、コロナ禍ということで多くの大会がキャンセルされたりしておりますので、今後ともその前の水準のところには最低でも維持できるというところに戻していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○神吉委員長 次の事業に移ります。

ちくさ高原は林委員、お願いします。

○林委員 ちくさ高原の彩りの森の整備事業ですけども、いろいろと事業が計画されてますけども、その中のうちの何点かお伺いします。

旧ふるさと村の宿泊棟の跡地にキャンプサイトとかを整備するという事になったんですが、このふるさと村の宿泊棟はもう撤去されてるんですか。今から撤去されるんですか。

それと、キャンプサイト、キャンプ場として整備されるんですけども、先ほど御形の里づくり事業のところオートキャンプ場が出てましたけど、それと比べたら金額からかなり違うんで、どういうキャンプ場の整備をされるんか、お伺いしたいと思います。

それと、マウンテンバイクコース、それを設置される予定なんですけども、その料金の設定はどういうことになってるんかということと、そのマウンテンバイクコースの利用を原動機付バイクと、それからクロスカンントリーとかで利用できるんかどうかということ。

それから、いろいろそういうレジャー関係の施設ができるんで、その広報、PRはどのような方法でされる計画なんかをお伺いいたします。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 私のほうから説明をさせていただきます。

1点目ですけども、旧ふるさと村宿泊棟は、今から取り壊すかという点でございますけども、今からというところでございます。今年度、令和3年度にアスベスト調査を実施しております。今後、取り壊しをしたいと思っております。

この宿泊棟ですけども、コープこうべにより建設されたんですけども、阪神・淡路大震災の関係で16年に撤去し、その後も指定管理ということで運営しとったわけですけども、平成16年から使用されておられません。その関係で老朽化が進みまして、管理上も危険でありますので、早急に取り壊したいというところでございます。

そして、その取り壊した後の利用ですけども、今のところは、近年、コロナ等の影響でアウトドアの需要が増えておりまして、跡地はキャンプ場として整備してはどうかということで考えております。

そのキャンプ場の内容については、来年度中に検討しまして、どのような機能を持ったキャンプ場にするのかというところで、電気が要るのか、水道が要るのか、トイレはどうするのかというようなところを検討して、どのようなキャンプ場を整備するかといったところを、指定管理になるとは思いますが、ちくさ高原開発企業組合等と意見を聞きながら調整を来年度し、令和5年度に今のところ取り壊したいなというところで考えております。

次に、キャンプ場整備については、カブトムシドーム等々の事業費と予算が大きく違うというところでございますけども、取り壊しとかキャンプ場の整備については、先ほど説明させてもらいましたとおり、令和5年度の実施ということで考えております。令和4年度につきましては、32ページの主要施策の説明書にあります事業内容のところに書いておりますけども、マウンテンバイクコースの整備であるとか、彩りの森の拡大整備ということで、伐採とかそういう工事のみを実施したいというふうに考えております。

次に、マウンテンバイクコースの利用料金の設定ということで質問があったと思いますが、今のところは、そこについては今現在、森林整備で伐採した立木を搬出するために作業道をつけております。その作業道を利用してマウンテンバイクコースを設定したいなというふうに考えております。

内容については、その中には谷とかちょっとのり面が崩れているところがありますので、そういったところの整備というところで、部分的な整備になるかなというところでもありますけども、利用料金につきましては、そういったところでクリンソウの遊歩道とか、ちょっとマウンテンバイクも乗れるということで当面については無料開放というところで考えております。

次に、原動機付バイクのエンデューロやとか、クロスカントリーとしての利用ができるのかなというところでもありますけども、先ほども申し上げましたとおり、クリンソウの遊歩道であったりとか、マウンテンバイクのコースとしての利用、無料開放ということで当面は考えておりますので、1つのコースに原動機付バイクやとかバギーやとか、そういうエンジンがついたものを混在しますと、危険、事故防止という点からも問題があるかなというところで、当面は遊歩道、または区画をしてマウンテンバイクが通れるコースというところで考えております。

最後に、その整備の広報活動というところでございますけども、ここの管理についてはちくさ高原開発企業組合というところで考えておりますので、指定管理者からのPR、また市のホームページ、観光協会とか千種まちづくり推進委員会のホームページ等がございますので、そういったものを利用して発信していければなどというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 これクリンソウの群生地の中にマウンテンバイクのコースを造るような、計画見たらそうなっとなんですけども、それはマウンテンバイクとクリンソウの遊歩道とは別個にされるんでしょうね。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 今でも重複したところがありますけども、クリンソウの遊歩道はクリンソウの遊歩道として区切って保存していきたいなというところで、部分的にはクリンソウの遊歩道も利用しないとコースにならないところもあるんですけども、クリンソウの時期にはそこにはマウンテンバイクが入らないというような区切りを区切って使用していきたいなというふうに考えております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

林委員、お願いします。

○林委員 市税の滞納の関係なんですけども、市発足当時はものすごく滞納があった

んですけども、職員の皆さん方の努力で毎年減ってきております。しかし、まだ多額の滞納が残っておるんですけども、今までと変わったような取組いうんですか、それは令和4年度に考えておられるんですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。この滞納徴収事業につきましては、現年度分を翌年に繰り越さないということで、現年度分徴収に力を入れてるところでございますけれども、この令和4年予算におきましては、新たな取組についてということでは計上しておりません。

しかしながら、令和3年度に整備いたしましたスマートフォンによるキャッシュレス決済、スマホアプリで読み取って決済をする分については、この4月からスタートすることになっております。まず、市民税の普通徴収と固定資産税、それから軽自動車税の種別割、それから国民健康保険税につきまして、納付書に記載しておりますバーコードをスマホのアプリで読み取ることで24時間どこからでも支払いが可能となるということで、そういった納税環境の整備による利便性を向上させることで、現年分の払い忘れ等を防ぐことができ、収納率の向上が図れるのではと考えております。

また、あと、事務的などころなんですけれども、令和3年度から導入しております預金の電子照会、これについてこの令和4年からゆうちょ銀行も照会が可能となりまして、市内外の滞納者の財産調査において預金財産の発見に効果があるものと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時45分まで休憩します。暫時休憩。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業へ進みます。若者の海外研修等支援事業です。

垣口委員。

○垣口委員 コロナのせいもあると思うんですけども、なかなかいい事業だと思うんですけども、昨年度も実績がなかったように見受けられます。まず、令和4年度は目標として何人ぐらいを見込んでおられるのか。そして、申し込まれる対象者とい

うのですかね、それをどのような基準で選定されているのかをお伺いしたいのと、また、過去にこの補助事業を受けた人が宍粟市のためにどのようになっているのかというような現状ですね、そういうのをちょっとお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 お答えしたいと思います。

まず、本年度の目標、令和4年度の目標でございますが、予算額としましては、令和3年度と同額の3件分の150万円の予算を計上しております。おっしゃいましたとおり、コロナ禍ではありますが、同じ金額でございますので、令和4年度の目標としましては3人としているところです。

次に、対象者の選定、その審査基準でございますが、主に書いていただいております研修計画書等の記載内容が宍粟市に住民票を有する16歳から65歳とかという基準がございますので、そういった部分等々に合致しているか。

それから、この原資となっております寄附者の意向が、海外に渡って自らのスキルアップにつなげたい若者等をできるだけ多く応募、応援したいというものでございますので、研修意欲であったり、あるいは将来の夢、そういったものを確認をさせていただいております。

令和3年度につきましては、実績がございまして、1名の方に対しまして50万円の支援を行なっております。

最後に、過去に補助を受けた人の現在の状況ですが、令和2年度までには1名の方が補助を受けられておりまして、この方につきましては、外資系の金融機関でIT関連の業務に従事されてると聞いています。

また、令和3年度に1名の方が支援をしておりますけれども、その方につきましては、令和3年9月に渡航されておまして、現在2年課程の短期大学に在籍をされております。

以上でございます。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 その中でどういうんですかね、識見、技能の習得を支援するとなっておりますけど、これ語学研修いうんですか、学生の海外留学なんかというのはもう当然含んでないということなんですよ。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 こちらにつきましては、語学のみは駄目でございます。ただ、前のどう言いますか、令和3年度の前に制度の見直しを行なってきた

わけですが、非常にハードルが高かった経緯もありまして、寄附者と相談した上で能力研修ともう一つの海外研修ということで二色の制度に分けております。1つが能力研修ということで、もう一つが海外の留学研修、語学のための研修は駄目ということでございます。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 これ非常に僕はいい事業いうんですか、なんだと思うんで、ぜひハードルが高かったら使ってもらいにくいんで、ぜひその辺り考慮していただいて、多くの宍粟市の若者がやる気のある頑張りたいという人が海外へ出て行ってもらうように市からもPRなり、少しはちょっと基準いうんですかね、いろんなちょっともう少しワイドな感覚で見えていただけたらいかかなと思っております。

以上です。

○神吉委員長 答弁内容にありましたので、答弁よろしいね。

○垣口委員 はい。

○神吉委員長 次の事業へ移りました。

山下委員、お願いします。

○山下委員 それでは、主要施策36ページの中段といたしますか上段といたしますか、自治会集会施設コロナ対策環境整備補助事業、これについて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、事業の内容と事業効果の説明を願いたいと思います。

この事業は、国庫支出金1,560万円ということで、国のコロナ対策に対するための補助金を使っての事業だと思うわけでありまして。そこで、事業の内容と事業効果の説明を願いたいということと、整備対象の施設と物品・整備の内容と予定している自治会の件数をお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 2点、御質問いただいております。

1点目の事業内容についてですが、自治会が実施する集会施設の環境整備を支援するもので、事業効果につきましても、各自治会の集会施設等の環境整備が進むことで感染リスクの低減につながると考えております。

次に、整備対象の施設と物品、整備内容等でございますが、自治会が実施する集会施設の手洗いの自動水栓化の改修あるいは換気扇、換気小窓等の取付け工事、除菌加工、空気清浄機の購入等を想定しております。

補助額と件数ですが、1自治会当たりの上限を10万円、補助率は10分の10で、全

156自治会分の1,560万円を計上しております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 内容は分かりました。そこでお尋ねしたいのが、各自治会の側の要望とか意見を聞いての施策となっておるのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 こちらにつきましては、幾らかの自治会のほうからも御相談も受けている中で事業化を検討し、予算計上をさせていただいております。先ほどおっしゃられましたとおり、国のコロナの臨時交付金を財源を充てております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ進みます。地域おこし協力隊は、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 それでは、地域おこし協力隊の関係につきまして、主要施策なり委員会資料を中心に質問させていただきますが、ちょっと私の資料請求の仕方が悪かったんかも分からないんですけども、全体の費用しか出てきてないんで、個々についてちょっとお尋ねしようと思います。

まず最初に、7名の地域おこし協力隊員に令和4年度も活動いただくわけですが、協力隊の費用として3,796万7,000円があります。これについて地域おこし協力隊の国の制度、それからプラス、市が上乘せで何か措置をされているのか、その辺りについてお伺いしたいんですが、国の制度は給与費に幾ら、活動費に幾らというようなそれぞれ上限設定があったりしてると思うんですね。

それぞれについて単純に計算しますと、報酬7人で割ますと246万、1人当たりになりますね。それから活動費については1人当たり130万円というふうになりますが、少し国の制度設計と違うように思うので、市の考え方、国の補助金を活用して、市はどのように考えておられるのか、少し整理をして説明ください。

まず、それと、全部言っというていいですか、質疑内容は。

○神吉委員長 どちらのほう、一つずついきましょか。そこで終わります。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 まず、上限額等の部分でございます。特別交付税措置につきましては、隊員1人当たりの人件費及び活動費の上限が470万円ということになっております。これは引上げが段階的に行なわれてきております。

それから、募集等に要する経費、こちらが上限が200万円、起業等に要する経費の上限が100万円ということになっております。先ほど7名ということで、こちらが出しております資料についても7名の予定を書いておりますが、プラス追加、新規の方の予算を加えている部分がありますので、そちらでちょっと差異が生じているというふうに御理解いただけたらと思います。

それから、金額ですね。それが、要は財源内訳としてどういうふうに充当しているのかということかと思いますが、まず、考え方としましては、特別交付税措置が受けれる部分、満額の範囲内というところをベースに予算計上をさせていただいております。一部負担金でもらっていたりとかいう部分とか、あるいは基金の利子等を充当している部分は、少額ではありますが、ほぼイコールで上限措置内で措置しているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

- 神吉委員長 大畑委員。
 - 大畑委員 新規何人ですか。
 - 神吉委員長 小河次長。
 - 小河次長兼まちづくり推進課長 新規につきましては、2名分を見込んでおります。
 - 神吉委員長 大畑委員。
 - 大畑委員 となりますと、9で割りますと、今私が言いました246万円を7人で割ったところなんですが、幾らになるのかな。幾らになりますか。1人当たりの月給は幾らになりますか。
 - 神吉委員長 小河次長。
 - 小河次長兼まちづくり推進課長 1人当たりなんですが、こちらも段階的な引上げということが行なわれてきております。それから、任期が3年ということで、1年目、2年目、3年目と、これは隊員との調整の中で給与額も異なるようなことにしております。そういった関係で、なかなかぴたっとした数字は出ません。
- それと、もう一点は、本年度、令和4年度にも任期の途中でいわゆる3年の期間が満了するもの、それを受けて新規で入ってくるものとか、そういうところが複雑にちょっと絡んでおりますので、金額これという部分についてはちょっと今お答えできないんですが、そういうことにしております。そういう積算にしております。
- 神吉委員長 大畑委員。
 - 大畑委員 だから、一人一人違うんでしょうから、給与としてこれだけ出して、活動費としてこれだけ出して、こういう活動をやらしてもらおうと思いますというもの

がやっぱり一人一人出てこないと、本当にその金額でいいのかどうかね。

宍粟市の場合は、給与だけやなしに、後の手当関係もありますし、それから、活動に必要な車、おうち、そういうものも提供するとかいろいろあるわけでしょう。そういう考え方を、国はこういう制度設計、それに対して市はこういう上乗せをしてこういうふうに保障していますという説明をしてくださいというふうにお願いしてるんです。全体でざくっとした話ではちょっと意味が分かりませんので、お願いします。

○神吉委員長 1年目の報酬、3年目の報酬。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 給与面でございます。1年目につきましては16万4,000円、それから2年目につきましては17万8,000円、3年目が19万1,000円ということで、これはそういうふうにしております。

それから、会計年度任用職員になりましたことに伴いまして、ボーナスの基準もございます。そちらについても1.3か月を見込んでおります。

それから、470万円という全体の枠がある中で、報酬の上限は、報酬等につきましては270万円となっておりますので、そちらを人件費に充てて、残りの200万円で活動費等ということで、1人あたりはそういうふうな計算の中で積算をしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと低いなという感じがするんですね。それだけの給与を、3年目でも19万ですか、だから国のいう20万円でしたかね、の上限よりも低いというところについてどういうことかというのと、それから、もう一つの活動費でプラスして全体で470万円ですか、そういう枠で活動していただいて、この3年間で定着をしてもらうことを目指していくんだらうと思うんですけども、活動費も1人あたりにすると、200万円の限度を下回っていると思うんですね。

ですから、その考え方なんです。国の限度といってるところまで達しない予算枠になっているのはどういうことなんでしょうか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 まず、予算限度に達しないことにはなっておりません。そこには途中で退任する数字もありますので、そこはちょっと御理解いただきたいと思います。

それから、給与についてですが、先ほど申し上げたように470万円のうち270万円までということになっております。それから、継続して取り組んでいただきたいというような考えもありまして、1年目、2年目、3年目という部分も、いわゆる昇給していくような考え方を取っております。

そういう中で、まず特交の上限にほぼイコールの形でしておりますので、そこを使ってないというものではございませんので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 じゃ、国の制度の上限の中でやってるというふうに理解しました。

市が独自にそれに上乗せということは行なっていないという解釈でよろしいんですね。

それから、今年度、今の地域おこし協力隊も、企画提案型という形のものから、特定の地域に入っただけの活性化で頑張っておられる方、いろいろ種類があると思うんですけども、この辺りの考え方で今年度、何を目指しておられるんかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それと、併せて、目的が地域おこし協力隊を受け入れるだけが目的じゃないと思うんですね。その方にここに提示をしていただきたいと思いますということが、この事業の大きな目的だろうと思うので、3年間の間で定住できるような起業とか地域のつながりとか、そういうものを構築していかなければ難しいと思うんですけども、そういう今企業支援で100万円ほどあるとおっしゃいましたが、そういう費用を使いながら、どのように地域とかいろんな関係をつくりながら定住に向けてサポートされておるのか、その辺りを今年の活動目標と併せて、定住に向けたサポート、そこについての説明をいただきたいと思います。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 令和4年度の活動目標を中心ということでございます。令和4年度につきましては、活動中の各単位の起業、定住・定着、そして新たな隊員の募集と着任、OB、OG隊員、現役隊員、受入れ団体などのさらなる連携強化に特に力を注ぎまして、定住・定着を図っていきたいというふうに考えております。

その中で、もう一つのサポートの部分がないと、なかなかその部分が難しいであろうという部分でございますが、地域との関係性とかを考えたときに、やはりそこ

を強化していく必要があると考えております。

そういう部分で、令和4年度は協力隊OBに参画いただいて、一層のサポート体制を構築したいと考えております。いわゆるつなぎの部分になるかと思いますが、そこについては委託料として84万円を新たに計上させていただいて、そこを強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 既に1番の方でしたら、今年の10月までということ、この辺りがどのように決まっていっているのかということですね。定住につながるのかどうかということをお伺いしたいのと、今おっしゃいましたOBの参画でサポートさせていただいて、定住につなげていくというのは、それは具体的にこちらに定住をされた方の体験とか経験とかをそれをつなげていくという考え方なんですか。もう少し具体的に教えてください。

○神吉委員長 2点、お願いします。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 1点目につきましては、年度途中で任期が終わる隊員になりますので、こちらの方につきましても、現在、宍粟市内に定住する意思を持っていただいております。

拠点づくり、ヒト・モノ・コトが集まる拠点を目指してということなんですが、そこを軸に関係人口とか交流人口を増やしながら、引き続き頑張っていきたいというふうな意向でございます。

それから、もう1点であります、1名、今年度末で隊員が任期が満了します。その隊員につきましては、非常にマネジメント能力が高い人材でありまして、市側でいいますと、定例の会議、職員と隊員の関係でやっておりますが、そういった会議に出席をいただく、参画いただく、あるいは隊員個別の悩み、相談、指導をいただく。

それから、受入れ団体さんのほうにも、やはりコミュニケーションを取っていただきながら良好な関係づくりということがありますので、そういった部分での団体側への助言あるいは新規でこちらのほう、問合せがあったとき案内するんですが、そのときにも隊員目線でいろいろとアドバイスしていただくとか、そういったことを考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 最後になります。予算額のことなのですが、主要施策の36ページですか、すみません、地域おこし協力隊事業として4,974万2,000円が上がっておるんですが、委員会資料、これ協力隊員と、あと総務費を足しても、今の金額に、主要施策の金額と合致しないんですけれども、説明をください。

○神吉委員長 説明がなかったですか。まだですか。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼します。資料の部分につきましては、端的にお答えさせていただきますと、県版の協力隊の費用があるかないかということでございます。部局資料の9ページにつきましては、こちらは国版の資料ということで4,314万円となっております。ここに県版の660万2,000円を合わせた数字が、こちらが予算書上の数字ということでございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 県版というのは、例の波賀の方ですか。それやったら、この予算に入れとかなあかんのん違うんですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 すみません。事前通告いただいた中で、そちらについては国版というふうに解釈をしておりましたので、国版のもののみを整理しております。予算書上は、国版と県版と両方の金額を予算計上とさせていただいております。

○神吉委員長 18番にいきます。

八木委員。

○八木委員 私のほうからは、37ページの上段の若者集いの場づくり事業について伺います。

この事業内容を取りあえず伺うということと、あとセンターいちのみやの跡地を予算10万円ほどなんですけれども、これをどのように整備するのか、伺います。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 センターいちのみやの跡地については、どのような整備をするのかですけれども、事業名のとおり、若者に集ってもらえるような場所にしたいとは考えておるんですが、その中で、来年度につきましては、若者主体の委員会を立ち上げて、その中でこの跡地をどのように利用することが望

ましいのかについて一緒に検討して行って、どのようなものをつくるか、整備の方向性を考えていく予定としておりまして、その委員会の謝礼、報償費として9万7,000円を計上させていただいております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 それでは、令和4年度はとりあえず委員会のほうを開いて、どのように扱うかということを検討するということによろしいでしょうかね。

○神吉委員長 西岡副局長。

○西岡一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 はい、そのとおりでございます。

○神吉委員長 次は、今井委員、お願いします。

○今井委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、38ページのこども医療費助成のその他特定財源というのは、具体的に何の財源でしょうか。

○神吉委員長 小椋副課長。

○小椋市民課副課長 失礼します。主要事業一覧38ページ、こども医療費助成事業のその他特定財源につきましては、高校生世代の医療費助成見込み分1,442万円にブナ基金を充てています。説明は以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 全額、そしたらブナ基金ということですね。あと、半分近くは単純な市の一般財源から出してるという部分ですか。そこについては交付税措置とか、その辺はないんですね。

○神吉委員長 小椋副課長。

○小椋市民課副課長 失礼します。高校生の医療費無償化につきましては、市の単独事業となっておりますので、補助金等はございません。

以上です。

○神吉委員長 次は、山下委員。国民健康保険です。

○山下委員 それでは、国民健康保険事業について質疑をさせていただきたいと思えます。

資料をいただいている分の17ページになります。ここのところで詳しく説明してくださっております。その中で質疑をさせていただきます。まず、滞納世帯数663人と書いてありますけども、663世帯なのかちょっとそここのところの説明をお願いしたい中で、質疑をさせていただきます。滞納世帯数663、これの状況説明を願いたい。

それから、短期証交付世帯222世帯の状況説明をお願いいたします。

それと、滞納処分状況に対する具体的な説明というのをお願いしたいなと思います。といいますのが、滞納処分状況につきましては、その区分といたしまして預貯金及び国税還付金、年金、生命保険、給与、これらから充てて滞納処分をしておられるということなので、この辺りのところを説明願いたいと思います。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。それでは、まず、1点目の滞納世帯数663人の状況ということで、資料のほうで説明させていただきたいと思います。

まず、国民健康保険税におきましては、加入者個々の方にかかるものではなくて、その世帯主にかかるということですので、663人といいますのは世帯主の人数ということで御理解いただけたらと思います。

今回この資料をつけさせていただいておりますのは、令和2年とそれ以前の過年分をこの令和3年に繰り越したときの当初の人数が663人で約2億2,600万円の滞納額が国保税ではあるということで資料のほう作成しております。

この663人の内訳としまして、令和2年分のみ滞納世帯は174世帯、それから令和2年分と過年分、両方をる世帯が215世帯、それから過年分のみ世帯が274世帯となっております。

令和2年単年分の滞納につきましては、翌年度なんでこの令和3年中に約9割超の方が納付されておるわけなんですけれども、複数年度の滞納がある方については、滞納額も高額となり、分納誓約により納めていただいております状況となっております。

続きまして、2点目の短期証交付世帯222世帯の状況ということで、こちらにつきまして短期証の交付をさせていただいております世帯につきましては、前年以前の国保税の滞納がある方で、分納誓約により誠実に履行がある世帯について、1か月の短期証を交付しております。

上記の滞納世帯数と違うということの説明としまして、社会保険に加入をされたり、後期高齢に移行されたりとかして、現在、国保加入者でない世帯で過年度分の滞納のある方が含まれていることになっております。

続きまして、3番の滞納処分状況に対する具体的な説明ということで、資料に記載しておりますように、預貯金、国保税におきましては預貯金であったり、国税の還付金、また年金、生命保険、給与等、それぞれ差押えのほうしておるわけなんですけれども、これらにつきましては、対応となった方についてそれぞれ財産調査をする中で、預貯金であれば、預金に残があったりとか、それを差し押さえることで生活が困窮にならない程度のことを判断させていただいた上で、差押え可能である

と判断した分について差押えをさせていただいております。

また、国税の還付金につきましても、確定申告等をされて還付金が発生した際に、それについて差押えをさせていただいて、換価充当のほうをしております。

また、年金、給与につきましても、それぞれ年金であったり、給与をもらっておられる中から差押禁止額というのがございますが、それを差し引いた分で可能な場合について差押えをさせていただいて換価充当しております。

生命保険につきましても、生命保険を解約のときの分を差押えするんですけども、あくまでも差押えをさせていただいて、一定の期間、1週間ほどの間に納付であったりとか、連絡があって分納誓約が取れるような場合につきましても、そのまま差押え軸を換価充当ということにはならないんですけども、何の連絡もなかったり、また納付の実績がなかった場合については、差し押さえた額を換価充当してるという状況になっております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 この国民健康保険税につきましても、非常に滞納世帯数が多いと思うのですが、その要因は何なのでしょう。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。国民健康保険税につきましても、加入されております世帯の所得といいますのが、中低所得者層ということが主になっているのではないかと考えているんですけども、そういった方の中で、以前は資産割とかいうのもあったりとかして、固定資産税に係る分で資産割ということでそれも税額の中に含まれておったわけなんですけども、資産割ということで固定資産があってもそれがすぐに支払える能力にならないということで、今、県のほうの運営方針の中でも県内統一していく中で資産割はなくなってる状況なんですけども、以前、過年分にある方については、そういった資産税の割、資産割のほうがあったりとかして、なかなか収納に結びついていなかったということ、難しかったということもあるのではないかと考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 続きまして、短期証なんですけれども、なかなか国民健康保険税が払えない人が、しっかりと役所のほうに来て、その状況等を説明された場合には、1か月の短期証を出すというような御説明を願ったわけなんですけれども、1か月の短期証

というところでは、国民皆保険というふうにも言われておりますし、病気になられたときに、全額負担しなければならないというような不安感を1か月の短期証というふうな形だったら持たれて、非常に厳しい生活の状況にあるのではないかと想像するわけですが、その辺りの対応はどのようになっておるのでしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 短期証につきましては、納付相談であったり定期的な納付によって1か月証を出させていただいているところです。なかなか難しいというような相談もあった場合、医療の緊急性なども鑑みまして、相談しながら出させていただいているところです。

また、高校生以下などにつきましては、子どもさんで医療にかかるという頻度も確かに多いかと思うんですが、6か月証としまして自動的に交付をさせていただく中で、医療にかかっているというように配慮はさせていただいているところでありまして、なかなか医療にかかりにくいというような御相談ありましたら、納付の相談、そして、納付ができないというようなところも、ではいつ頃というような納付時期なども確認しながらで医療を受けていただく体制には考えていっているところです。

以上です。

○神吉委員長 疑義がありますか。

山下委員。

○山下委員 次は、3番目の質問の滞納処分状況で、滞納された方に対して預貯金の差押えあるいは国税還付金、年金、生命保険、給与というふうになっておるわけですが、その年金等の差押えがここまでというふうに法律で決まっているということでしたが、その辺りの説明をお願いいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。年金とか給与につきましては、全額差押えしてまいりますと、その方が生活していく上で困窮状態になって生活も難しくなってしまうということから、一定の金額であります差押え禁止額というのが定められております。基本的にもらわれてる額から所得税であったり、住民税であったり、それから社会保険料を引いた上で、さらに10万円を引いた分、1人世帯やったらその10万円を引いた分が禁止額となっておって、その残った分について差押えが可能であるということ、まず、差押え通知のほうを送らせていただいて、連絡があつて分納とかそういうことで何とか払うということになりますと、もちろん差押えから換価

充当ということにはつながらないんですけども、そういった差押えの通知を送ってなお何の連絡もなく、また納付の履歴もないといった場合について差押えをすることになります。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどの説明を聞いておりました、国民健康保険税というものはやはり医療を受けるためのもの、命を守るためのものであります。それが、特に年金とか給与等の差押えというような、そのような通知が来た時点で、命あるいは生活に対するある意味、その人にとっては非常に辛い思いがあるんじゃないでしょうか。その辺はいかがなのですか。

○神吉委員長 これは質疑として認めることはできませんので、質疑をお願いします。なければ、次の事業へ移ります。

○山下委員 納得はいきませんが、送ってください。

○神吉委員長 それでは、同じ事業でした。大畑委員です。

○大畑委員 委員会資料の12、13当たりになるかと思いますが、ちょっと国保事業特別会計の当初予算と医療費の適正化、保険事業と切り分けて質疑をさせてください。まず、予算のほうなんですけど、12ページの今年度予算の県の支出金の中に、インセンティブ分の影響ということであるんですけど、市の取組の中で加点をいただく部分が見込んであるんだろうと思うんですけど、具体的にどういうインセンティブを働かすということになるんでしょうか、お願いします。

それと、保険給付費のところ、今年度32億四千幾ら上がっておりますが、令和2年度の決算額は29億5,000万円だったと思います。少し多く見込んであるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りの考え方をお聞かせください。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 失礼します。予算委員会資料の12ページ、歳入、4款の県支出金の特別交付金のインセンティブ分についてですが、令和3年度から事業費納付金の算定が統一となりました。この統一によりまして、医療費水準を繁栄しない、また収納率を繁栄する算定方法となっております。このことによりまして、納付金の負担が増加、減少する市町に対しまして、医療費適正化や収納率向上についての取組が一定項目を満たす場合に、その影響額をインセンティブ分として特別交付金として交付される仕組みになっております。

宍粟市において、令和4年度は医療費分と収納率分を合わせまして約2,819万円

の特別交付金が入る予定となっております。

次に、保険給付費の積算根拠についてですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の発令もありまして受診控えというような動きもあったかと思われ、少し少ない医療費となっておりますが、今年度は全国的に、令和3年度は全国的に医療費が増加してきております。宍粟市国保でも、昨年度より今現在と比べてみますと、約3.7%ほど伸びている状況があります。また、高額な医療を受けられてる方が現在ございまして、また、高齢者に当たる年齢層の医療費が増加しているというような状況もありますので、これらを含めて保険給付費について試算をさせていただいております。

なお、この保険給付費分につきましては、その全額を普通交付金として県から受けることになっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。そしたら、医療費適正化なんですけど、先ほどもありましたインセンティブにかかる分だと思いましたが、今年度レセプト点検の職員に対して予算が幾らなのか、ちょっと予算書のページでもお示しをいただきたいと思えます。

ここで、第三者行為の抽出だったり、医療費の過誤とかをしっかりとチェックしていこうということやと思うんですが、その辺りの目標、どのように考えておられるんか、お聞かせください。

それから、もう一点は、データヘルス計画も国保の関係で重要かなと思うんですが、今年度の取組予算はどこにあるんでしょうか。その2点、お願いいたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 レセプト点検の職員体制ですが、2名の専門員が点検業務に当たっております。資格過誤等につきましては、専門員も含め、国保係員が連携して確認等を行っております。その2名の予算につきましては、国保特別会計の12ページですね。会計年度任用職員の報酬などが当たることになっております。

医療費適正化の効果についてですが、令和2年度における過誤調整分は670件ありまして、その効果額は571万9,000円となっております。また、レセプトから事故等によるものではないかと疑われる傷病名があった場合には御本人へ照会し、第三者行為であると判明した場合は、その求償を行なう事務など適正化に努めているところです。

目標としましては、これがレセプトをチェックされる各医療機関の事務員さん方が正確にさせていただくことであつたりとかいう部分にもよってくるかとは思いますが、すけれども、国保連合会と、それと市のレセプト点検員、そして係員の連携によって適正に進められるように日々、努力していきたいと考えております。

次に、データヘルス計画に基づく取組の予算についてなんですが、データヘルス計画は、特定健診や医療情報等のデータを活用して効率的、効果的に保健事業を実施するための計画で、関連する事業としましては、保健福祉課で提供しております特定健診や特定保健指導があり、またデータを活用した保健事業としては、糖尿病や高血圧に係る重症化予防、それと糖尿病、成人症重症化予防として保健福祉課の保健師等を中心に市民課も連携して取り組んでいるところです。

予算としましては、保健福祉課で計上しています特定健診などの事業費、それと重症化予防につきましては、主にシステムで対象者を抽出し、訪問や電話等、保健指導を行なうというようなことが主な事業となりますので、その対象者抽出などのための国保データベースシステム負担金が26万1,000円、それと、そのほかは消耗品や郵便料というような事務経費となっております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、後期高齢者医療事業は山下委員、お願いします。

○山下委員 17ページに説明資料をつけてくださっております。後期高齢者医療事業について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、滞納者、令和3年度の1月末現在滞納者人数40人で、滞納額が260万7,019円というふうになっておりますが、この滞納者に対する状況の説明を願いたい。

それと、次は短期証交付者、令和4年2月1日現在で23人の方が短期証を交付されていらっしゃるわけですが、この方につきましてはの対応の説明をお願いしたいと思っております。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 失礼いたします。滞納者の状況についてですが、滞納がある被保険者は、他の債権も滞納になっておられる場合もあり、また、収入が年金のみという方もいらっしゃいます。生活状況や健康状態などを聞き取りしながら必要に応じ、債権管理課など対応されてるような課などとも連携をし、被保険者の方々に寄り添った納付相談に努めまして、可能な納付額、また納付期間、それとなかなか今はというようなおっしゃる方ももちろんありますので、納付時期なども相談をした上で分納をしていただくようお願いをしているところです。

短期証の交付につきましては、3か月証と6か月証というものがございます。納付の期間によって証が違うものがあるんですけども、合わせて23名いらっしゃいます。有効期限の到達前には、簡易書留にて次の新しい証を自動的に発行するという仕組みにしておりますので、いつでも保険証を持って医療機関を受診していただくことができるよう配慮をしているところです。

ただ、短期証ということは滞納があられる方ということでもありますので、その際に納付相談していただくように促したり、あと電話などでこちらからお伺いをしたりというような接触の機会という形でさせていただいているところです。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 後期高齢者医療事業、これができます前は、この75歳以上の御高齢の方も家族の保険等で医療が利用できておりましたが、この後期高齢者医療事業ができて、別個の保険になって、そこで滞納者がだんだんと増えてきているようにも思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

それと、令和4年度、1割負担が2割負担に引き上げるというような話を聞いておりますが、それに対する危惧等を持っておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 短期証を発行させていただいている方、滞納のある方につきましては、確かに高齢者ということでなかなか納めにくい方がございます。それと、この数字の中にも、例えば高齢者になられても製麺業に携わっている方などは、この時期にというところもありますので、年間を通じて定期的に毎月、毎月というような納付状況でない方もいらっしゃる状況でございます。なかなか滞納額のほうは少し増えている状況はありますけれども、丁寧に説明をさせていただいたり、納付相談をさせていただく中で、市としては徴収をさせていただくことが必要かなと考えております。

それと、10月から高齢者の方も一部負担金が2割になるということで、保険証などもその時期にまた再度、発行するというような事務手続をするようにという通知が来ております。また、国の議論の中でも一定の所得以上、所得がある方について、その2割負担というような流れもございますので、市としても、その流れで負担金を納めていただくというようなことになるかなと思っております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、次の事業、生ごみ減量化促進です。

八木委員、お願いします。

○八木委員 私のほうは、38ページの下から2つ目なんですけども、生ごみ減量化促進事業について伺います。

ごみ減量目標、令和6年度700グラムに向けて、令和4年度の目標値をお願いいたします。

あと、それと令和4年度の生ごみに関する減量の目標値を、これもお願いします。

それと、あと、昨年度よりも予算のほうが増えているのですが、需要のほうが増えているということなののでしょうか。お願いします。

それと、令和6年度にこの事業が終了予定になっているのですが、予算を増額する理由をお願いいたします。

○神吉委員長 答弁求めます。

田中課長。

○田中生活衛生課長 失礼します。4つの質問に対してお答えします。

ごみ減量目標の令和6年度700グラムに向けて、令和4年度の目標値はという質問に対して、回答としまして、令和4年度の目標値としては、一般廃棄物処理基本計画にて令和6年度の目標達成に向けた令和4年度の予測値としております729.7グラムに向けて、730グラム以下を目標としております。

次に、令和4年度の生ごみに関する減量の目標につきましては、生ごみに限るごみ量は正確に把握することはできませんが、生ごみ処理器の導入により、1台当たり年間120キログラムを効果値として、25台の導入で約3,000キログラムの減量と食品ロス削減の推進や生ごみの水切りの推進により一層の削減を目標としております。

次に、昨年度より倍に増大しているが、年々需要が増えているのかという質問に対して、生ごみの処理器の補助につきましては、平成30年度に17台で21万2,000円の補助を行なっていましたが、令和元年度には7台で9万8,700円と減少しました。令和2年度は22台で、31万7,000円、令和3年度は22台で、35万3,700円と市民からの需要があります。

また生ごみ処理の方法につきましても、従来からあるコンポスターの需要よりバイオ式、乾燥式といった機械式の生ごみ処理器が比較的安価になったことで、家庭での需要が増えていることが見込まれております。

次の令和6年度で終了する事業であるのに予算を増額する理由としましては、生ごみ減量化促進事業は、3年ごとに事業の効果や必要性を精査した上で、事業の継

続、廃止を判断しています。本年度に補助事業が執行することから検討した結果、令和6年度まで延長としています。

理由としまして、一般廃棄物処理基本計画等にて、令和6年度での1人、1日当たりのごみ排出量を700グラム以下にするという目標に向けて、ごみの減量化において簡易で効果的な取組方法は、可燃ごみ中の生ごみの減量化であり、各家庭でも取り組んでいただきやすい方法として推進しているためであります。

また、現在は乾燥式の生ごみ処理器が小型化、安価となり、需要が伸びていることから集合住宅や子育て世代のごみ減量化に役立っていると考えています。

令和6年度に事業の継続、廃止の検討をしますが、現在のところ、減量化対策にとって必要な事業となっております。

以上です。

○神吉委員長 質疑ありますか。

八木委員。

○八木委員 そしたら、これが一応、6年度ということで、3年度ごとに更新というか、考えられるということなんですけども、それまでにももっともっと需要があればまた伸びるということによろしいのでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 そのとおりです。私どものほうも、この生ごみ処理器に対しまして、周知としまして、広報や窓口でチラシで配布したり、ホームセンターや電気店などに行かせていただいて、処理器の説明したりして、それでチラシなどを置くなどしております。そのように周知をしながら生ごみ処理器に対しても、できるだけ多くの方が購入していただけるようにしております。需要は増えていくと思っております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

ごみ収集運搬事業は、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 ごみ収集運搬事業について質疑いたします。

主要施策39ページと、それから委員会資料の18ページで質疑したいんですが、決算委員会のと時から委員会としての意見も出していましたが、今もありましたように、ごみ減量の目標、令和6年700グラムに向けて着実にごみは減っていると。人口減少の影響もあって減っていったると思いますが、逆に収集運搬の事業費が増えている理由が分からないので、その説明をいただきたいと思っております。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 令和2年度までは家庭ごみの収集を6業務、資源物を3業務に分けて、合計9業務の業務委託を実施しておりましたが、令和3年度から令和5年度につきましては、家庭ごみを10業務、資源物を3業務と合計13業務の業務委託を実施することになったため、業務の細分化による経費の増額と物価上昇による各種単価の増加が影響しております。

また、粗大ごみにつきましては、過去の実績の平均の下、運搬数量を想定しておりましたが、業務の細分化やコロナ禍による各家庭の片づけや機器更新により運搬数量が大幅に増加したことから変更契約を行なうこととなり、費用が増額しております。

今後の改善点につきましても、容器プラに加え、製品プラの分別回収の検討も必要になることから業務体系の見直しを検討するとともに、契約期間についても現在の3か年から期間を5か年に延長することを検討することなどによって、効果的な方法を模索しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 決算委員会でも申し上げたと思いますが、やっぱり市民は分別とかいろいろ努力したり、今も生ごみの減量化に向けて、ごみ全体を減らしていく努力をされている。その努力した結果として、こういう費用が減っていかねば何のために市民が努力しているかということになるので、その辺りの頑張りが報われるような形にならないのかという話に対して、令和3年度に3か年の契約をするようになってから、その3年間はなかなか変更が難しいと。

次期の入札の段階で精査をして減らすという回答をくださってるんですけど、この18ページの資料を見ますと、当初の契約よりも途中で変更で増えていってるんです。さらに、令和4年度が増えてるんです。だから、説明とつじつま合わないと僕は思うんです。こういうふうに変更ができるのであれば減額だってあり得ると思うんですけども、増額、増額ばかりきてる理由を説明してくださいということを申し上げます。

○神吉委員長 増額変更の理由ができますか。

田中課長。

○田中生活衛生課長 増額変更の理由ですけども、令和3年度におきましては、コロナ禍で粗大ごみが大量に搬出されております。令和3年度の値なんですけども、

37%から87%まで粗大量が増加しておることで、にしはりまクリーンセンターの回数が多くなったということで1.5倍から2倍となっております。そのために変更しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 コロナ禍で収集の業務に携わっておられる方も大変で増えていって変更は僕はやむを得ないと思っておりますが、増えるのであれば原因もあるんじゃないですかということを申し上げているんです。3年間は変えられないとおっしゃって、こういうふうに増えるんですが、やはり当初の契約仕様書に基づいて契約されるんでしょうけど、内容が変わっていったる可能性があるんですね。だから、その辺りの減額はないのかということをお尋ねしています。

それから、もう一点は、令和3年度の13番のところは、令和3年度より令和4年度増えてます。大体のところは令和3年度の決算額に基づいて4年度の予算額が決まってきたものにもかかわらず、ここだけ金額が違うんですね。ですから、その2つちょっと説明してください。

○神吉委員長 寺西副課長。

○寺西生活衛生課副課長 まず、減額変更ができないかという点についてお答えさせていただきます。

決算委員会でも申し上げましたとおり、ごみ量が減少してもにしはりまクリーンセンターへ1回行ってもらう分は、回数が満車で行くのも半分しか積めない状態で行くのも人件費から労務時間については大きくというか、全く差がございませんので、その分を減額するという点については難しいかなというふうに思っております。今回は先ほど申し上げましたとおり、かなり多く増えたので、1日1回の往復ではごみが運べないというケースが多々生じたので、その分をやむを得ず委託金額を増額させていただいております。

2点目の13番の業務で、なぜ今回、令和4年度の予算額が令和3年度決算見込み額と比べて多いのかということに関しましては、13番の業務につきましては、これはちょっと合併特例対応事業になっておりまして、決算でも申し上げました単年度契約になっております。ですから、令和4年度の予算額については入札前、見積書をいただく前の金額になっておりますので、今年度の令和3年度の決算額に対して設計ベースなんでちょっと大きい金額となっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 2つ目のこと分かりました。

最初のほうなんですけどね、これもずっとぶつかってるんですけども、そもそもの仕様がおっしゃったように、ごみの量にかかわらず運搬距離とかステーションの数とかそういうことで決まってしまうので、幾ら減らす努力しても変わらないですよ。それよりも増える部分だけがどんどん変更額になっていく。それをやはりごみが減っていくことによって内容も変わっていくような形を検討してもらわないといけないんじゃないかというお話だったんですが、それはもう今期中は無理だという、そういう考えなんですか。

○神吉委員長 寺西副課長。

○寺西生活衛生課副課長 ステーションなり収集の形態についてなんですけども、ごみを減量化いただくことで、1回に運べる量が少なくなれば、たくさんのステーションを回れることが可能になると思います。それにつきまして、今回の令和3年度から令和5年度の運搬計画については、区域分けをして曜日分けをしておりますので、区域の変更が難しいんですけども、次回の収集形態から、収集エリアを再編成といいますか、なるべく1車で回れる、たくさんの量が運べるようなステーション数を検討して、その部分、収集曜日が変わったりして市民の方に御迷惑をかけることになるんですけども、なるべく安価な収集体制が組めるように、エリアの統廃合というか、再編を検討して安価に抑えたいというふうに今検討しております。

以上です。

○神吉委員長 まだありますか。大畑委員。

○大畑委員 まだといいますか、分かりました。

それで、市民の努力が無にならないように、また、減らすことによって遠くなったとか、そういうマイナスばかりいいたらまた自治会に負担がかかったりすると、また反発が来るので、議会は何やってるんやといつもお叱りを受けるので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○神吉委員長 次、同じ事業で、林委員。

○林委員 よろしいです。

○神吉委員長 出尽くしましたか。

続きまして、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 じゃ、最後、2つ続けてやらせていただきます。

1つは、消費生活の関係なんですが、やっぱり相談体制を充実させることと、あと被害の未然防止ということでの啓発、ここは重要になるんだろうと思います。その辺り、新年度でどのように考えておられるのか伺います。

○神吉委員長 梶原課長。

○梶原人権推進課長 令和3年度の消費生活相談の件数をお知らせしたいと思います。本年1月末現在になるんですが、137件です。前年同月比ではマイナス10件となっております。販売購入形態としましては、おもだったものしまして、通信販売が49件、その他販売購入形態が分類できないものが30件、不信メールですとか、不信電話とかが該当しております。

それから、電話勧誘販売が20件となっております。

○大畑委員 聴取不能

○梶原人権推進課長 令和4年度を取組ですけれども、全国的な傾向としまして、コロナ禍にもかかわらず、訪問による販売ですとか購入が減少しておりません。それから、高齢者の方でもスマホを使われる方が増えてきているような状況にありますので、通信販売での相談が増えている状況にもあります。

また、西播磨地域におきましては、60歳以上の方の相談件数が、県平均よりも高くなっているような状況になっております。こういう状況を踏まえまして、具体的には高齢者層を中心に自治体、老人会ですとか、福祉施設、それから社会福祉協議会などを通じて、被害に遭いやすい事例を題材としました出前講座を実施していきたいと考えております。

あわせて、広報やホームページでもお知らせしたいと考えております。

また、本年4月から成年年齢が引下げられますので、児童・生徒に対してネットトラブルですとか、契約に関する教育研修会も実施したいと考えております。

以上になります。

○神吉委員長 その次もですが、にしはりま環境事務組合ですね。

大畑委員。

○大畑委員 これもごみの中間処理のところの経費が相当高くついていっています。にしはりま環境事務組合の構成市町の分担金を見ても、姫路市が脱退されてから宍粟市の割合が非常に高くなっていくと。全体的に人口減少で割合が減っていくのかなと思ったら、このにしはりまの構成町もほとんどが減ってますから、全体的に減っていったら、構成割合は宍粟市がずっと高くなってますね。ですから、やっぱりここは業務経費、先ほどのごみの減量とかそういうところで努力しないと経費の

節減ができないかというふうに思いますが、どのようにその辺り、業務経費を抑えていくことについて取り組もうとされているのか、令和4年度の実績について教えてください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 業務の経費につきましては、令和4年度は施設の定期点検や耐用年数による交換などが重なったことにより、施設の維持管理修繕に伴う経費が多く必要となるということを聞いております。担当課としましては、当初計画のまま執行するのではなく、現状に応じて先送りできる部分があれば、次年度以降での施工など、必要に応じたメンテナンスを実施していただくように申し入れております。

また、分担金はにしはりまクリーンセンターへ搬入した量によって決定されることからごみの減量化や再資源化の推進を行い、分担金の削減に努めていきます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。ぜひ取組をお願いしたいと思うんですが、1つ、構成市町、今、たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町という2市2町でやっておりますが、この構成が変わるといことはございませんね。今後も含めて。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 私が聞いておりますのは、たつの市のほうが脱退するとは、令和9年度ですか、脱退するとは聞いておりますけども、その脱退するというのをたつの市から意見があったと聞いてます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 部長、これは流れてますので、正式なところを言ってもらわなあかんのんですけど、そんな脱退すると聞いているだけでは話にならんと思うんですけど、しっかりしたことを。でないと、さらに宍粟市はどんどんと増えていくわけなんですね。非常に心配します。

○神吉委員長 答弁できますか。直してくださいね。

森本部長。

○森本市民生活部長 にしはりま環境事務組合の正副の管理者会議の中で、令和2年の2月の際に、たつの市のほうから脱退の申入れの協議という形では話を聞いております。

○大畑委員 それはどういふうに。

○神吉委員長 続けてどうぞ。

○森本市民生活部長 分担割合とかそういった部分についても含めまして、全てまだ協議の途中なので、詳細についてはまだ入ってきておりません。

○神吉委員長 令和9年度にという数字まで出ましたけれど、この件に関して再確認したいと思うんですが、答弁できますか。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

答弁を求めます。

森本部長。

○森本市民生活部長 先ほど私が申しましたように、令和2年の2月に正副管理者会議の中でたつの市のほうが、令和9年度末をもって脱退したいという申入れをされたということで、今後の負担割合とか取扱いについては、まだ詳細、今後協議されるということでお伺いをしております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。まだ正式の協議のテーブルに乗っているかどうかもちよっと怪しいところがあるんですけど、これはまた予算委員会以外の場で、重大な問題ですので逐一議会のほうに報告いただきたいと思います。委員長、お願いします。

○神吉委員長 文教民生常任委員会のほうで報告を必ずしていただけるよう、よろしくをお願いします。

ほかに質疑はありますか。

事前に申請されている質疑に関しては以上で終了しました。

ほかにないようですので、これにて市民生活部の審査を終了します。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

暫時休憩です。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

これより令和4年度の予算審査を始めます。

限られた時間でありますので、円滑に進行を御協力、お願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。

説明職員が委員長から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いいたします。また、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いいたします。

それから、委員の皆様をお願いいたします。発言は、意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方々は、必要な場合を除いて、同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、健康福祉部の審査を始めます。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

それでは、お願いいたします。

津村部長。

○津村健康福祉部長 失礼します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、健康福祉部では人件費を除いて、一般会計の全体予算が約40億円ということになっております。ほぼ前年並みの当初予算になっておりますが、近年の社会状況から複雑に絡み合う諸課題、ひきこもり相談や生活困窮、障がい、高齢者介護など複合的な問題に対応するため、担当部署間、並びに外部の関係機関との連携を一層深めながらの取組を進める必要があると考えております。

健康福祉部所管の予算の多くは、扶助費等の経常経費予算となっておりますけれども、前年度と比較して、新年度の特徴的な部分としましては、まず、1点目、社会福祉協議会への施設改修補助、これは皆減になっております。約1億円の減。

それと、コロナ禍における生活への影響緩和に資するため、国のコロナ臨時給付金を活用しての住民税、非課税世帯やひとり親世帯、在宅での障がい者サービスを利用される方等への支援金給付、これがプラスの7,300万円、それと千種保健福祉

センターの空調設備改修約1億円のプラス、それとコロナワクチン接種事業に関しましては、3回目ということで事業が縮小しております。約1億円の減ということになっております。結局、トータルとしては前年並みという形になっております。

特に、年度当初におきましては、本年度、令和3年度に引き続いて切れ目なく新型コロナへの対応も前提に進めていく必要がありますけれども、コロナ後の平穏な日常をいつときも早く取り戻すべく部内一丸となって取組を進めてまいりたいと思います。

この後、資料に基づく説明につきまして、次長より説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○神吉委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長 失礼します。私のほうからは資料に基づきます説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

一部、今回資料の差し替えがございましたこと、申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように努めていきたいと思っております。

健康福祉部では、北庁舎の5課と訪問看護ステーション、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課、波賀診療所、千種診療所、そのほかにも子育て支援センターの運営などを行なっております。

また、今年の3月には一宮北診療所が開院となり、市内全域で各部署の職員が連携しながら出会い、妊娠、出産、子育て、健康づくり、生活困窮、高齢、障がいといった市民の年齢的な段階や生活環境面で生じる課題に対して、関係機関と連携しながらライフステージに応じた支援やサービスの提供を行っております。

第2次宍粟総合計画では、安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまちづくりを基本目標としており、また、宍粟市地域創生総合戦略では、子育て応援、定住促進の住環境整備の取組を重点化したアクションプランを策定しております。令和4年度予算は、この基本目標並びに総合戦略に基づき編成しております。

まず、一般会計予算額においては、健康福祉部所管分としまして、民生費では35億1,274万7,000円、衛生費では4億3,506万5,000円、合計39億4,820万2,000円となります。

国民健康保険診療所特別会計予算では2億2,192万2,000円、介護保険特別会計予算では50億2,993万7,000円、訪問看護事業特別会計では7,669万6,000円となり、健康福祉部の所管する予算総額は92億7,675万7,000円ということで、全会計予算の約

20%を占める割合となっております。

次に、総合計画の基本計画に基づく主な取組としましては、当初予算主要施策の13ページから14ページにそれぞれ示されております。

健康福祉部の詳細部分につきましては、40ページからの資料になります。健康福祉部では、定住魅力のまちづくりの取組としまして、結婚新生活支援補助事業として取り組めます。結婚後の居住に要する費用を一部補助し、結婚後の経済的な負担の軽減を図ることで結婚の後押しや市内の定住を図ることとしており、令和3年度から事業に取り組んでおりますが、令和4年度は事業を拡大し取り組むこととしております。

次に、保健、医療、福祉が連携した安心のまちづくりの取組としまして、41ページからになりますが、まず、介護人材確保対策事業を拡大して取り組むこととしており、拡大した項目としましては、介護人材が不足する中で、介護人材確保事業補助金を創設し、介護人材を目指すため奨学金を借り、返済されてる方を支援することにより、市内での介護人材の定着を図ろうとするものでございます。

次に、42ページの障がい者支援としまして、障がいのある方の社会参加の支援として、障害者（児）通所支援事業を創設することとしておりますが、もともと障がい児、障がい者、それぞれの通学費補助事業がありましたが、障がい児の放課後デイサービス利用者への通所補助がなかった状況から、放課後デイサービスの利用者も含めて通所の支援ができる事業を新たに創設するものでございます。

43ページでは、障がいのある方の理解は少しずつ進んでいるところではございますが、まだまだ足りない部分がございます。そういった認識の下、市民への障がい者理解の促進と講演会費用やパンフレットの作成、バリアフリー展の開催経費など拡充して取り組むこととしております。

44ページでは、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、障がいのある方の見守りや支援をする親等に対して、かなり神経を使いながら支援を行なっている状況を考慮し、継続してサービスが利用できるようにしていただくために、1人に対して5万円の支援をする交付金の事業をするものでございます。

45ページの外出支援サービス事業につきましては、委員会でも説明した内容となっておりますので、また確認いただきたいと思います。

46ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、令和3年度から取り組んでいる事業で、特に健診の結果やレセプト情報を集約した国保データベースから高齢者のハイリスク対象者を抽出し、早期の段階から健康指導を行な

うことで疾病の重症化を防ぎ、高齢者の健康づくり支援に努めるものでございます。

47ページの新型コロナワクチン接種事業については、国等の情報を精査しながら3回目の接種、12歳や11歳以下の子どもの接種に取り組む経費を計上しております。

48ページでは、ひきこもり事業として継続事業になりますが、相談しやすい環境づくりとして民間事業者にも委託し、相談窓口や居場所づくりに取り組み、新年度では新たに出張居場所づくりの開設などにも取り組み、潜在的にひきこもりとなっている方への支援にもつなげたいと考えております。

また、調査結果などからも、ひきこもりの防止対策の必要性が浮かび上がっておりますので、関係機関と連携した取組を検討していきたいと考えております。

49ページでは、高齢者通いの場づくり応援事業ですが、この事業も継続して取り組んでいる事業ですが、コロナの影響により、なかなか開催できない状況もあります。介護予防事業として重要な取組であり、コロナ禍でできないではなく、コロナ禍でもできる教室の取組を支援し、地域のつながりの中で元気な高齢者を増やしていきたいと考えております。

50ページには、エーガイヤちくさの空調設備改修事業になります。この空調機器自体が設置から20年が経過しており、故障も多い状況です。

また、小さな子どもから高齢者まで、不特定多数の方が利用される施設で、このコロナ禍において除菌等の機能を有していない状況から感染対策を有する空調施設に改修することで、利用者が安心して利用できるよう改修するものでございます。

51ページから53ページには、各課の主な事業を計上しておりますが、社会福祉課では国が行なっている非課税世帯への臨時特別給付金が当たらない住民税非課税世帯に対して、国の交付金を活用して支援する事業に取り組み、また生活困窮者自立支援事業として、引き続き自立相談支援事業、就労準備支援、就労支援事業、家計改善事業にも取り組みます。

また、コロナ禍により大きな影響を受けているひとり親世帯に対して、生活支援金として1世帯に対して5万円を支給いたします。

保健福祉課では、令和3年度より取り組んでおります小児インフルエンザ予防接種事業では、子どもの予防接種に伴う経費を助成することで子育て世代の経済的負担の軽減を図り、インフルエンザの流行拡大を防止するものでございます。

福祉相談課では、コロナ禍での支援として自宅療養者が拡大する中で、自宅療養中の支援が必要な方に速やかな支援ができるよう、医療機関や訪問看護ステーション、訪問事業所等が連携して対応できる仕組みづくりを構築し支援してまいります。

また、引き続き、陽性者や濃厚接触者の自宅療養中の物資の支援にも取り組み、さらに高齢者の支援として、特定健診会場で後期高齢者へのフレイル検診や認知症チェックシートによるチェックを行なうことで、健康状態や認知症の状況を確認し、フレイル状態や認知症状態の早期発見につなげ、必要な支援につなげる取組を行なうこととしております。

また、予算委員会に向けて、別途独自資料として出生数、死亡数、人口推計、生活保護の動向など、各課の事業の予算状況を示した資料を提出しております。その資料も参考として審査のほう、お願いしたいと思います。

健康福祉部予算の主な施策に基づく概要については以上でございます。なかなか新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、コロナ感染者への支援、コロナワクチン接種を進めつつ、令和4年度に予定する各事業を並行して進めることとしております。コロナの状況などもあり、十分な取組ができない施策もありますが、その部分は今後、議会からも意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、審査についてよろしく申し上げます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、順次質疑をお願いします。

それでは、津田委員。

○津田委員 それでは、午後からもよろしく申し上げます。

まず最初に、結婚新生活支援補助事業についてです。

令和3年の対象者からどのような声が出てきたか、お聞かせいただきたいのと、それと、それを基に令和4年、どのような施策等を検討されたのか、お願いします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井次長兼社会福祉課長 失礼します。社会福祉課の安井です。よろしくお願いたします。

津田委員からの御質問ですが、この結婚新生活支援補助事業につきましては、国庫補助2分の1を受けまして、令和3年度から開始をした事業です。まず、目標としましては、10件としまして予算措置をしていただきましたが、今日現在、9件の申請を受付しております。その9組の御夫婦に御協力いただきまして、アンケートを取った結果を少し御報告させていただきますと、「結婚に当たって経済的不安はあったか」の問いに対しては、2組の方が「とてもあった」、7組の方が「ある程

度あった」と回答されております。

また、「経済的不安について何を思い浮かべるか」の問いには、結婚式費用、新婚旅行、住居費、家具の購入といった回答が多くございました。また、「この事業が結婚への経済的不安解消、軽減につながったか」の問いには、「とても役立った」が8組、「ある程度役立った」が1組となっております。さらに、「本事業により自分たちの結婚が地域に応援されていると感じているか」については、7組が「感じる」、2組が「どちらでもない」と回答されております。

兵庫県内におきましても、この事業に取り組んでいる市町が増えてきたことから新たにプラスアルファとして独自の施策を盛り込んでいく必要性は感じております。

今回、市長公室の予算の中で、女性職員によるプロジェクトとして幾つか事業提案をさせていただいて、予算要求もさせていただいておりますが、私も一職員として関わらせていただいた中で、宍粟市は家賃が高いという意識が若い市民の中に多く、たつの市や姫路市への転出される家族が多いことにつながっているのではというような意見も出ました。

また、新婚家庭に対する助成も含め、金額はもう少し少なくても子育て世帯へのものすごく長い支援ができないかといったような議論もいたしました。しかし、やはり財政的な課題等もあり、実際には、残念ながら今回は具体的な提案や実現まではこぎつけることがまだできておりません。この事業に関連した市の独自の取組としましては、住宅土地政策課が取り組んでいる森林の家づくり応援事業補助金もございますし、私どもの課ができましたらこの結婚新生活支援事業と一緒に取り組めたらということでコロナ禍を意識したオンライン婚活応援事業などもございます。その時代の社会情勢が求められるニーズに応じた事業を展開していく必要性は感じておりますので、できるだけ若い職員の意見なども参考にしながら今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ありがとうございます。よく分かりました。ぜひ今後も引き続き、ただ、この10件というのが、これその広報的な部分で本当に市内の人たちに知れ渡っているのかどうなのか、その辺も含めて今後、検証していただいて、また令和4年度しっかりやっていただければと思います。

以上です。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。

同じく津田委員です。

○津田委員 続きますして、介護人材確保対策事業についてです。この介護人材の確保というのが、本当に今非常に全国的にも問題になってる課題だとは思いますが、求人情報件数を目標に設定されて令和4年度に取り組まれるわけですが、先を見れば、外国人の雇用であったりとか、労働環境の改善や整備等への投資も同時に行なうべきと考えるんですが、その辺りは令和4年度に検討されたのかなのか、お願いします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 高年福祉課の有元です。どうぞよろしくお願いします。

津田委員の介護人材確保対策事業において、外国人の採用や労働環境の整備についての検討はしているのかという御質問にお答えさせていただきます。外国人の採用につきましては、現在、兵庫県において外国人の円滑な受入れに向けた仕組みが整えられており、広域的なところで現在支援体制が整っている状況で、市としましては、引き続き制度の周知を図ることとしております。

先を見据えての検討ですが、現時点では市単独の新たな施策等は検討しておりません。今後、介護分野における外国人人材の需要が大幅に増えるようでしたら、介護保険事業計画を策定する中で、支援体制を検討していく必要があるものと考えております。

また、労働環境の整備につきましては、国の介護ロボット導入支援制度につき、国策として補助支援を行なっているところです。実際、介護ロボットを活用することで施設や事業所においてケアの質の向上や生産性の向上といった効果があると言われておりますが、しかし、市内では介護ロボットを導入されている施設もありますが、まだまだ普及していないのが現状です。

一般的に介護ロボットが普及しない理由としましては、価格や導入コストが高いことが大きな要因とされております。また、介護ロボットができる単一作業のみであり、要介護者1人の介護を全て賄うにはいろんな種類、多種の介護ロボットを組み合わせて使う必要もあり、使い勝手の悪いイメージがあることも要因の一つとして考えられます。

市としましては、まず、介護ロボット導入の価値を理解いただくことが専決であると考えておりますので、今後ともさらなる普及に向けて、必要な情報発信等を行なっていければと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ありがとうございます。

今ちょっと1点、確認なんですけど、今、市としてはこの介護人材に関しては何とか充足しているような感じなんですかね。その辺りちょっとお聞かせいただいてもよろしいですか。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 なかなか昨年もアンケートを取りまして、不足しているという状況が出たんですけど、今年度も同じアンケートを実施したところ、また、それプラスアルファ四、五人、また余計に不足しているというような状況の結果が出ておりますので、しっかり介護人材確保対策をしていく必要があるものと考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。先ほど御答弁いただいた中で、県のほうで包括的に広域的な部分で外国人の雇用なんか考えてるという回答だったんですけど、やはり市町村独自で動かれてるところも、実際もう動かれてるところもありますんで、本当にこれ最終的には取り合いになってくる部分あると思いますので、ぜひ、やはり首都圏とか中心部のほうにいきがちな部分もありますんで、やはり市独自の対策なんか今後の動きを見ながらぜひ進めていただければと思いますのでよろしく願います。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。42ページ。

大畑委員、お願いします。

○大畑委員 よろしく願います。

主要施策の42ページ、障がい者及び障がい児の通所支援事業についてお伺いいたします。事前質疑、出しております事業の改善、拡充のところは、先ほど三木次長のほうから説明ございましたので、それは結構でございますが、この事業の成果目標といいますか事業効果というのは、療育訓練であったり、障がい者支援施設への通所の経済的な負担の軽減というか、それを支援していこうということで、委員会でも3事業の説明があり、それを統合するという説明がございました。そのことはもう結構なんですけども、実際この予算総額として、今回扶助費で上がってきておりますけども、3事業統合前と比べたら、全体額として僕は少なくなってるんじゃないかなと思うんですね。それで拡充と言えるのかなというふうに思ったわけなん

で、その辺り少し御説明いただきたいと思います。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 障害福祉課、小椋です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和2年度の決算額との対比のことですけれども、今までの制度の自立支援金、障害者（児）通所費補助の3制度の金額と、今回提案の通所支援事業の金額を比較しますと、約150万円の増額となっております。令和4年度の予算額は、年間の実績が出ております令和2年度の状況を参考に予算を見込んでおります。増加の要因としましては、通所の交通費の支援に加えて、今回、介護者の負担が大きい人への加算ということと、利用促進のための加算を設けた。そして、放課後等デイサービスを新たに事業の対象としたということの増と、その一方で、現行制度の廃止、自立支援金を廃止しますので、その減額分とそれを差引きして約150万円の増額というふうになっております。

2点目の数値目標のことについてですが、今回の新たな通所支援の制度の周知ということにつきましては、各通所事業所や個別発送で対象者に案内をして、また、新規のサービス支給決定者には支給決定時に、同時に通所支援の制度も案内しますので、今後、対象者には漏れなく給付ができるんじゃないかというふうにこちらは思っております。対象者全員に支給できるということで目標というようなところはあげてなかったというところです。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 令和2年度と比較して150万円増額になっているという。それは今回、拡充になりました放課後デイの通所分ですね、それが含まれた額での比較だと思うんで、私が思ってますのは、その拡充部分を除いて旧制度の中で比較すれば全体的に下がっていないかどうかという質問なんですね。もし、それが下がっているのであれば、経済的な負担の軽減を図るという意味では、少しどういう議論があったのかなというふうに思ってますが、間違っていたら教えてください。

○神吉委員長 答弁できますか。

小椋課長。

○小椋障害福祉課長 おっしゃっていただきましたように、新たな部分もということなんですが、加算の部分につきましては、先ほど申し上げました介護者の負担のことを考えてという部分が152万4,000円の増額ということと、あと継続利用の利用促進のほうを120万円ということと、合計としましては272万4,000円ということと、

自立支援金が決算額では282万8,000円だったんで、おおむねこの部分ではイコールかと思うんですが、そして、新たに放課後等デイサービスを対象者とする事で135万円の増額を見込んでおるというところですか。あとは、少し単価のところであったり、新規の申請の事を見込んでそういうことになっております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

外出支援サービス事業、山下委員、お願いします。

○山下委員 それでは、主要施策の45ページ、外出支援サービス事業について質疑をさせていただきます。

今回の改正でこの利用料金が片道、一番たくさん払う人で3,000円、そういう方がどのくらいおられるのかという資料を出してもらった41ページを見ても、結構な人数いらっしゃるということで質疑をさせていただきたいわけではありますが、この片道3,000円というのは高過ぎて利用できない人が生じないか、例えば片道3,000円でしたら往復で6,000円、例えば御高齢の方になりましても、また、あるいは障がいをお持ちの方でありましても、年金をもらっておられる方は6万円ほどなので、一度病院あるいはどこかへ行ったらその1割ぐらいの利用料金が要するというのは非常に大変なのではないかと想像できるわけです。その辺のところをお聞かせください。

それと、今回の改正によってこの事業効果というところに、外出が困難な障がいのある人や高齢者に対し、外出支援サービスを提供することにより、外出しやすい環境の確保と社会参加の促進を図ることができる。

また、バス停が遠いなどの理由でバスの利用が困難な高齢者の日常生活の外出を支援することにより、住み慣れた地域での自立した生活を支援することができると思いますこの事業効果、これが達成できないのではないかと考えるわけではありますが、その辺り御説明願いたいと思います。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 今回の見直しで外出支援サービスの市の助成料率の引下げをしまして、その結果利用者には負担をお願いするという改正を行いました。一番高いところで御指摘いただいたように3,000円ということになるわけですが、現在4月の外出支援サービスの実施に向けて申請の受付をしておりますが、窓口で利用料金のことについて強く不満を言われる方はおられないような状況です。

中には、それでも遠距離の通院なのでつらくなるないうようなお話される方もあったと聞いておりますけれども、制度の変更をお伝えする中で全額負担を考えれば、

料金をもらえるだけありがたいでありますとか、高齢者が増えているので仕方がないというような意見をいただいております。制度の見直しに納得はされていないかもしれませんが、理解をいただいている、そのように感じております。

あと、次に事業効果についてですが、今回の制度の見直しは、外出支援サービスを持続可能な制度とするために行いました。外出支援サービスは移動困難者に対して通院等、日常生活のための外出をしやすくするために支援する制度であります。市民の皆様にも御理解いただきながら、引き続き支援に努めていきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 高過ぎて利用できない人ができるのではないかとということで、理解いただいている方もおられるということですが、そうではない方に対してどのようにされるのかということをお尋ねします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 理解をいただいておりますというふうな思いでおりますけれども、実際に使ってみないと負担感が分からないというふうな方もおられると思います。もしそのような方がおられましたら、今後、生活に困るといような相談があれば、それぞれ個別に必要な支援というところをまた考えていきたいというふうに思います。

○神吉委員長 同じ事業で、大畑委員。

○大畑委員 それでは、4点出しておるんですが、2点目は結構です。今ありましたので。個別支援ということで考えておられるそうですので、その辺りをもし聞けるのであれば、具体的に個別支援とはどういうことなのか、ちょっと聞かせてください。

まず、外出支援サービスは、タクシー事業者中心に運営していただいておりますけれども、千種町にはタクシー事業者が存在しませんので、その利用者にとってはタクシー事業者のほうが割とそこからの利用申込みがあってもちょっとしんどいなということになるかと思うんで、利用を控えられたりとか、サービスが十分、行き渡ってなかったりとか、そういうことの心配はないかということと、今後どのように考えられてるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、議会は前々からもっといろんな方法を使って外出支援サービスの充実に、持続可能な方法というように言っておりました。取り分け透析患者というのは

どっちかという医療対応が私は望ましいだろうというように思うんですが、そういうものの対応策というのは考えられてるんかどうか。ほかの病院は、それぞれ病院独自に透析患者の送迎をやっているわけですから、その考え方を少し伺いたしたいと思います。

それから、最後4点目は、タクシー事業者の不正受給問題がありましたが、それへの対応というか再発防止策についてどのようなものを考えられているのか、その4点伺いたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 それでは、1点目のタクシー事業者がない千種町地域についての支援のことですけれども、利用者側から特に困っているというような声は私のほうには入ってきておりません。千種の担当者のほうにも確認したんですが、入ってきてないというようなことでした。

ただ、事業者からは町外から迎えにいったって、その町内で完結する近場の運行であった場合、先ほどおっしゃっていただいたとおりなんですが、その労力や経費とも割に合わないというようなことは事業者の担当者会をする中で聞かせてもらっております。今すぐにこの部分をどうするかというような意見を持ち合わせてないんですが、外出支援に関わらず、本来、タクシーのことであってもそれは同じことかなと思うんですが、それは事業者からの意見として聞いておりますので、何らかのことができないかというようなことは検討が必要やということには思っています。

それと、透析患者の送迎につきましては、これまでも直営で送迎してはどうかというようなことを検討してきましたけれども、透析患者の体調等に配慮しまして、現段階では外出支援サービスで実施との方向性を出しています。しかしなんですけれども、先日、兵庫県の腎友会から要望がありまして、おっしゃっていただきました他市の病院で例があるというようなことも話されて、総合病院でも透析の送迎を検討してほしいというような考えを聞かせていただいておりますので、これは病院側にも伝えて、その病院側の整理のことや人員確保などを踏まえて、今後の課題として取り組まなければいけないなというふうには思っております。

それと、もう一つの不適切な請求があったことについての今後の再発防止策ですけれども、今現在、毎月の請求時の書類確認の徹底を行っております。事業者保管の業務日報、日計で請求書とうちのほうに提出いただいております利用券や業務日誌とも突合しておりますし、あと、複写式利用券とか、利用者への利用状況の明細通知というのは、これも来年度、継続して実施していきたいというふうに思います。

それと、これは委員会でも申し上げたんですが、契約書及び仕様書の見直しというところで、契約書については契約解除の明確化いうことを規定させてもらったということと、返還違約金についての確実な請求ができるように見直したということと、あと仕様書につきましては、従業員とその家族の同乗の利用をさせないというようなことをうたい込みましたので、この部分で事業者に抑止効果というんですか、そういうことを期待して制度の見直しを行なっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 タクシー事業者からの要望も出てるということですから、そのタクシー事業者が存在しない地域についての検討については、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、透析患者の問題ですね。これは本当にもうたちごっこでね、市の持ち出しを減らすということになると、利用者負担を上げるという形になっていくし、そうすると命に関わる問題ということで、透析患者のほうからは利用料、負担額を下げしてほしいと。

透析患者だけじゃないでしょうけど、生活困窮の方からいけばそういうようになっていくので、タクシー事業一辺倒で私は非常に難しいだろうというふうに思うんで、そこはいろいろな対応策をぜひ検討いただきたいというふうに思うし、これはやっぱり健康福祉として担う部分ではないと私は、健康福祉やない、福祉という形で似合う部分じゃなくて、やっぱり医療の範疇だろうと思うんで、そこは本当に真剣に、前からずっと言い続けて検討、検討で終わってますんで、ぜひ進めてもらいたいと思います。

それから、個別支援の話ちょっと答えがなかったかなと思うんですけど、どういう個別支援を考えられてるんかということ。

これら全体、負担が増えてきたのは、やっぱりタクシー事業者の不正受給問題が背景にあるということで非常に遺憾に感じてるわけです。そのツケが利用者に戻ってきてるん違うかなというふうに憤りを感じるぐらいの思いなんですけど、ぜひ再発防止策をきっちりやっていただいて、よりよい方向を考えていただきたいというふうに思いますので、再度、答弁をお願いいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 外出支援でいけない方の中にも移動困難とかで困っておられる方もおられると思いますし、そういうことの支援策と、あと病院の送迎のことも踏

まえて、また検討を進めていきたいというふうに思います。

先ほど個別支援と申し上げてましたのが、個々に対応させてもらって、生活のほうの事情というようなことも聞き取りさせていただいて、それで対応させていただきたい、そういう思いで申し上げました。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 ひきこもり対策推進事業者についてお伺いいたします。

決算委員会の委員の意見として、相談体制の居場所づくりの拡充や自治体間の相互連携を取れるような議論を進めていただきたいとさせていただいたんですけども、本年度予算に対してどうそういう内容を進捗させていかれるのか、伺いたいと思います。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 福祉相談課の樽本です。よろしくお願いいたします。

相談体制といたしましては、現在、ひきこもりの個別相談を月1回、開催させていただいておりますが、令和4年度では月2回開催する予定にしております。

1回は、今までと同じで月1回を市の市役所北庁舎のほうで行いますが、後は北部での相談であったり、居場所での相談、あと支援者への相談等を考えております。

また、居場所の拡充につきましては、月1回、北部での居場所を予定しております。

自治体間の相互連携につきましては、県のほうの青少年課、障害福祉課が主体となりまして、県下でひきこもり支援に関しての会議がありますが、取組をしていない、または検討中の自治体が多く、具体的な相互連携や取組に関する情報交換などに発展しづらい状況にあります。

自治体間の相互連携を取れるように、宍粟市ではひきこもり支援に取り組んでいる自治体に働きかけまして、相互連携体制を構築していることが必要であると考えまして、令和3年度に宍粟市と同様にひきこもりの居場所などの事業に取り組んでいます赤穂市さんや赤穂市さんが事業を委託されています赤穂市社会福祉協議会、あと宍粟市の「歩歩」などと情報交換会を開催しました。

まず、第1回ということでありまして、どのような取組をしているかとか、今後どのような取組にしたいかという相談に終わったんですが、この会は新たにひきこもりの居場所など事業を開始した自治体や、今後、取組を考えている自治体などにも声をかけながら、年2回程度開催するとともに、ひきこもり対策に取り組んでい

る自治体や委託先との連携等の相互関係、連携体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 ありがとうございます。ぜひそういう連携も含めお願いしたいんですけども、1つ確認をお願いします。

北部地域では居場所を開設されたような話されてましたけど、これは定期的にやっておられるんでしょうか。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 北部の居場所なんですが、令和4年度から開催する予定にしております。

○垣口委員 わかりました。以上です。

○神吉委員長 それでは、大畑委員。

○大畑委員 ひきこもり対策推進事業について、私のほうからもお伺いいたしますが、主要施策48ページと部局資料29ページですが、まず、今年予算596万2,000円のうち500万円がひきこもりサポート事業の委託料として上がっております。このひきこもりサポート事業というのは、ここの事業内容にもありますけども、1から8までありますので、これ全てに対して500万円をどこに委託されるんかということをお伺いしたいのと、このうち居場所「歩歩」に委託をされている委託料は幾らぐらいになるのかというのをちょっと教えてください。

それから、出張居場所については今聞きましたので、それは結構です。

それから、もう一つのひきこもり相談事業の96万2,000円、これについても新規で事業をやっていただくのかなと思いますので、そういう連絡、調整会議は非常に重要ということで、委員会のときからお願いしていたことの予算化かなと思います。

それプラス、ここに相談事業として、今の連携会議だけじゃなく、保健師さんとか相談員、心理士さんがひきこもりの個別相談を行なう費用が入ってるように書いてあるんですが、国は各自治体にプラットフォーム機能を求めていますよね。だから、保健師とか心理士だけじゃなく、一人一人の状態に応じて相談がしやすいところ、そういうところがプラットフォームとしてあったら、今の一步が踏み出しやすい。それぞれの方の事情が違いますのでね。そういうことがしやすいかなと思うんですが、プラットフォーム機能の取組について、どのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 まず、ひきこもりサポート事業の委託料500万円の内訳ですが、この内訳というのは9割は人件費となっております。その他につきましては、拠点に係る光熱水費や職員の研修会等の費用となっております。

あと、ひきこもり支援につきましては、ひきこもり当事者が、家族が安心して過ごすことができる居場所の提供であったり、支援や相談対応を行なうところとしましてサポートセンター、その居場所を現在はNPO法人のひまわりの家の「歩歩」さんをお願いしておるところです。

この受託者につきましては、毎年プロポーザル審査によって決定しておりますので、今、令和2年度、令和3年度は「歩歩」のほうに委託しております。

プラットフォームについてなんですが、ひきこもり支援策の推進としまして、令和2年に通知が出ております。その際に、市区町村におけるひきこもりの支援体制について出てる3つのことを言われているのかなと思うんですが、まず、ひきこもり相談窓口の明確や通知、あと支援対象者の実態やニーズの把握、市町村のプラットフォームの設置、運営というところがあります。

プラットフォーム機能につきましては、宍粟市では平成26年度よりひきこもり対策を行なっております。平成26年には先進地への視察やひきこもりの講演会を開催し、平成27年にはひきこもりの個別相談、ひきこもり支援団体等とのネットワークの開催、平成28年にはひきこもり相談支援連絡会等を開催しております。

宍粟市では、令和2年度に福祉相談課が支援窓口となってからは、これらの連絡会を引き継ぐとともに、庁内会議を年6回開催するなど、関係機関が相互に連絡情報交換する場を設けております。

相談しやすい場ということなんですが、保健師と心理士が主に相談を受けているのは定期の相談の会になります。後は、随時で保健師が相談に応じておるところです。

以上です。

○神吉委員長 答弁終わりましたか。

○樽本福祉相談課長 はい。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと趣旨が伝わってないように思うんですけども、まず500万円は「歩歩」に委託されて、これ全部「歩歩」さんが1から9までのことを受け持ってやるということですね。その確認させてください。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 すみません。来年度につきましてもプロポーザルを行いますので、「歩歩」とはまだ決まっておられません。

○大畑委員 事業者が聴取不能

○樽本福祉相談課長 そうです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 私たち議会も、今の居場所の業務を引き受けておられるところと懇談会をさせていただきました。

2つ目の相談という意味での役割のところでお話ししたいんですが、そこにはピアサポーターという方がいらっちゃって、自らもひきこもり経験があり、そういうところを乗り越えて、今ひきこもり状態にある人たちのサポートをしようとしてはる。そういうところにたくさん相談が来るわけですね。安心して相談ができると。当事者が相談員としていますから、非常に相談がしやすい。何に困っているかも分かりやすい。

あと、家族会とか社会福祉協議会とか、いろんな場所が私は存在しないと、なかなか一步を踏み出せない方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。

行政は行政間の連絡調整とか、もっと拡大をしていくことに取り組んでいただきたいと思うんですが、それ以外のひきこもり状態の人が一步踏み出すところは、いろんな機関が敷居の低いところが相談を受ける体制をつくっていく。それが、国が言うプラットフォームじゃないかなと私は思うんですね。

ですから、行政に来ていただいたらというのは非常に敷居が高い。なかなか行政に行きづらい。専門家が聞くという部分の必要性ももちろんあるでしょうけど、それより前にやはりもっと同じ目線で考えられる人たちとか、気楽に課題を共有できるような人たちのところを窓口につけておかないと、なかなか踏み出せないんじゃないかなという意味で、このプラットフォームをされないのはなぜかなというふうに思ったわけですね。

だから、ひきこもり相談事業として、そういうことも含めて今後考えていかれるんだったら、それはそれでいいんですけども、その辺りの考え方を伺いたかったんです。趣旨分かっていただけでしたか。

○神吉委員長 相談を同じ目線で受けてくれるようなところを考慮されたことがありますかということで答弁いただけますか。

樽本課長。

○樽本福祉相談課長 先ほどの御意見なのですが、社会福祉協議会さんとかにちょっと相談があったこととかも、宍粟市も社会福祉協議会とのひきこもり相談というか、連携をしておりますので、社会福祉協議会のほうからも情報をいただいたりをしています。

ほかのところからは特に民生委員さんとか、あと地域の方からちょっと相談をいただくという感じで、特にどこに窓口をつくってるというのは現在のところ、すみません、しておりません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 いや、今ないのは分かるんです。ですから、今おっしゃったように社会福祉協議会の窓口もそうでしょう。民生委員さんもそうでしょう。それから、家族会とかこういうサポート事業をやってはるところも、いろんなところがプラットフォームという一つのシステムをつくることによって、どこにでも自分が行きやすいところに行けるんじゃないでしょうかということ、そういうことをこれからの検討の中に入れておられるんでしょうかということをお伺いしています。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 すみません。検討させていただきます。

○神吉委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 すみません。補足させていただきます。日頃、保健師であったり、介護支援専門員であったり、相談を受ける中で、国が今、問題で言っている8050問題というのがあるんですが、実際、今805020であったり、906030という御家庭があって、保健師のほうに相談につながる場合があります。なかなか相談機関には行けないんだけど、ケアマネジャーであったり、ヘルパーであったり、訪問看護ステーションであったり、また保健師のほうがおうちに訪問させていただく中で、ひきこもりの方を発見することもあります。

先日も本当に906060の問題の御家庭があったんですが、親が元気な間は何とかそうやって親が支援してるんだけど、親に何かあったときが初めて相談に来られた方もあったので、そういういろんな細かい機会を大切にしながらつないでいけたらと思います。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。

林委員。

○林委員 空調設備の改修事業の関係なんですけども、千種のエーガイヤの保健福祉センターとふれあいサロンの設備の改修となっていますけども、これ更新の時期が

来て改修するののかということと、保健福祉センター千種だけという、何で千種、ほかにもあるんやけども、千種だけなんでしょうということですか。

それとエーガイヤの施設は診療所なんかと一緒に同時に建設しとんどすけども、診療所のほうは改修済みなのかまだなのかということもお尋ねします。

それと、室外機、それから室内機、それぞれ何台の交換なのか。

以上、質問いたします。

○神吉委員長 秋久課長。

○秋久千種保健福祉課長 千種保健福祉課の秋久です。よろしくお願いします。

先ほど三木次長の概要説明の中にもありましたが、当施設の空調設備は平成13年の施設建設当時に設置されたものでありまして、20年が経過しております。令和2年よりR22冷媒というフロンガスの製造が禁止となり、当施設の空調設備も同じフロンガスが使われております。空調設備にガス漏れ等の故障が発生した場合、補充するガスがないため空調設備が使用できなくなります。

また、経年劣化による機器の故障が発生しており、そのたびに修理を行っておりますが、メーカーに交換部品の在庫がなく、修理ができないまま、一部空調設備が使用不可となっている居室がありますので、そのようなことから空調設備の更新が必要な時期が到来しているものと考えております。

すみません。最初に4つの質問に対しまして、更新の時期に関しましては、今御説明させていただきました。

私のほうからは、続いて室外機と室内機の計何台の交換なのかという質問であります。室外機が15台、室内機が41台の合計で56台の更新を予定しております。

最初の千種だけ更新するのかという理由につきましては、後ほど三木次長のほうから回答させていただきます。

エーガイヤの中の診療所の更新については、改修済みなのかにつきましては、千種診療所の木原事務長より回答させていただきます。

以上です。

○神吉委員長 木原所長。

○木原千種診療所事務長 失礼します。千種診療所の木原です。よろしくお願いします。

私のほうからは、千種診療所の空調設備につきまして御説明させていただきます。

千種診療所の空調設備につきましては、診療所建設当時に整備した2系統のうち1系統につきましては、平成30年度に設備を更新しております。残りの1系統につ

きましては、令和4年度の更新を計画し、このたび国保診療所特別会計、予算書で申しますと12ページになりますが、こちらの工事請負費のところでは380万円余りの予算を計上させていただいてるところであります。

内容といたしましては、診察室や処置室をはじめとするブースごとに単体型のルームエアコンを設置する計画としております。

なお、金額的な面や工事内容から、主要施策に係る説明書等による説明を割愛させていただいておりましたが、結果このような形での説明となりましたことをおわびいたします。

以上です。

○神吉委員長 三木次長。

○三木健康福祉部次長 すみません。千種だけなのかというところの質問に対して回答したいと思います。

保健センターとしましては、あと2つありますが、旧の一宮保健福祉センターについては既に改修してございまして、社会福祉協議会のほうに譲渡しているという状況です。

あと、波賀保健福祉センターについては、今、波賀生活圏の拠点づくりの中で、市民協働センターの整備が進んでおります。その中で、波賀保健福祉センターの在り方については、まだ方向性が決まっていないという状況と、あと今一定の改修により対応できているということで、ちょっと緊急性が低いということで、今のところでは状況を見て、今後対応するということになっておりますので、今回は緊急性の高い千種のみということで計上させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 すみません。1点、お願いします。

この改修に関してなんですけど、当然ながら夏前には出来上がる予定になっているんでしょうかね。ちょっとスケジュールが分からないので教えてください。

○神吉委員長 秋久課長。

○秋久千種保健福祉課長 工期の予定としましては、冷房を使わない、また暖房を使わない秋を予定しております。入荷のほうの時期が、コロナの影響ありましてかなり遅れるというふうに聞いております。早い段階で発注はさせていただくんですけども、工事は秋を予定しております。

以上です。

○垣口委員 了解しました。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。ここで順序を少し変えさせていただいて、八木委員。ひとり親世帯をお願いします。

○八木委員 すみません。私のほうからちょっと飛ぶんですけども、52ページの上段のひとり親世帯の件なんですけども、資料のほう見ましたら、310世帯分というふうに書かれてるんですけども、これは既に310世帯という決まった世帯になってるんでしょうか。それとも、またこの4月入学、進学、シーズンに合わせてということですけど、3月、4月に給付をして、その後はされないということなのでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼します。八木委員の御質問にお答えいたします。

予算の積算といたしましては、先ほどおっしゃっていただいたように310世帯を見込んでおります。内訳としましては、児童扶養手当の受給者が1月末現在で254人おられます。また、現在も増加傾向にあること、それ以外にも児童扶養手当が支給停止になっているもののコロナの影響で収入が減少し、令和3年度中に、それを理由にひとり親世帯への給付金を受給された方なども含めて310世帯と見込んでいます。入学、進学シーズンに合わせて新年度になりましたら、4月早々にプッシュ式で支給をしたいと考えておりますが、現在のところは一度きりの予算として計上させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そしたら、入学シーズンが終わって、それからちょっと厳しくなっても、それはもうないということによろしいんですね。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 このコロナの関連した給付金につきましては、令和2年度から次々と国の制度としてもいろんな給付金制度が事務、市町村のほうに下りてきております。その動向も見据えながら、それ以降のことについては改めて考えていきたいと思いますが、ひとり親世帯への支援といたしましては、児童扶養手当の支給というところでもございますので、コロナの状況等を見据えながら、必要に応じて、また補正予算等で提案をさせていただくこともあるかと存じますが、よろしく願いいたします。

○神吉委員長 続いて、八木委員、お願いします。

○八木委員 すみません。1ページ前に戻りまして、50ページのしそく住民税非課税世帯等への臨時特別給付金、これも同じような質疑なんですけども、これも計算すると大体何世帯というのが分かるんですけども、これはまた一応増えたりするということがありますので、そこはまた予算的に変わるんでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 この市独自の住民税非課税世帯への臨時給付金に関しましては、ちょうど現在、国の非課税世帯への臨時特別給付金の給付事業を実施している最中なんですけど、国の非課税世帯への給付金が当たらない方すなわち非課税世帯であるにもかかわらず、課税されている方の扶養に取られている方のみからなる世帯については、国の給付金が当たりません。現在、国の制度を進めている中でも、どうして非課税世帯なのに私の家は当たらないんですかとか、そういった質問が多く寄せられております。そういった方に同じ非課税世帯ということ、コロナの影響を受けておられるというところも考慮いたしまして、市独自の制度を予算要求という形で提案をさせていただいたところですので、おおむね現在、国の非課税世帯の給付対象世帯が3,400程度あります。1割強を見込んで500世帯ということで、要求をさせていただいているところですので、多少は前後するかと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 主要施策の51ページ、委員会資料の7ページ以降ですけども、生活困窮者自立支援事業についてお伺いをしたいと思います。

私の事前質疑が分かりにくかったかなというふうに思うんですけど、実施事業として1から7まであります。その中で、直営の部分と委託の部分とのどういう役割分担をされているのかなというのをちょっと聞きたかって、自立相談支援だけ僕ちょっと上げてますけど、全体的に直営、委託の役割分担、考え方、そしてどういふふうに連携を取っておられるんかというのをお伺いしたいと思います。

それから、就労準備、就労支援、これについても分かるんですけども、先ほどありました「8050・9060問題」、就労に行かない、行けないというか、そういうところで悩んでおられる方がたくさんいらっしゃると思うんですが、就労以外での対応策を何か考えておられるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、3つ目、家計改善のところ、多重債務で非常に苦しんでおられる

方々、そういう生活困窮者の助言、指導ということでやっておられるように書いてあるんですけども、多重債務者の生活再建問題というのは、消費生活センターなんか取り組んでいると思うので、そことどういような連携を持ってやっておられるのか、この3つをお伺いします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 大畑委員の御質問に関してですが、この生活困窮者自立相談支援事業の中でも、そこに記載しておりますとおり、たくさんの事業に取り組んでおります。

委託と直営の部分の業務分担という点につきましては、まず、委託先につきましては、総合的な仕事の相談窓口として、無料職業紹介所わくわくステーションと一緒に一体的に委託を行っております。そちらの窓口に仕事の相談ということ、求職活動に来られた方のうちスムーズに求職活動に結びつかない方などがおられましたら、様々な側面からヒアリング等を行う中で、その要因となってる課題を把握し、個々に応じた支援プランを策定し、必要な支援に結びつけていただいております。

比較的早期の就労が可能な方については、できるだけ委託先において支援を行っていただいております。その中でも、なかなかスムーズに就労に結びつかない方につきましては、御本人同意の下、社会福祉課直営の自立支援機関、社会福祉課の中にあります、専門職員と情報の共有などを行いながら就労準備支援や就労支援につなげているところです。

市直営の支援機関といたしましては、困窮されている方が直接、社会福祉課や各保健福祉課、また生活保護ですとか、ほかの支援策について相談に来られる場合、また民生委員さんやケアマネジャーさんを通じて相談に来られる場合、今現在ですと、コロナの影響で社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の相談に行かれた場合などが直営の支援機関の専門員のほうに相談がつながり、そこでケースワーカーや専門職員、また福祉相談課の包括支援センターの職員などが連携を取りながら、その方々に応じた支援を行っているというところです。

就労支援という面では、直営の職員はハローワークへの同行支援ですとか、障がいのある方などについては、市の保健師とも連携を図りながら、一般就労がいいのか、作業所がいいのかといったようなところも含めまして、支援などを行っております。

2点目の8050問題、9060問題等につきましては、先ほど福祉相談課のひきこもりの事業のところでも多少御説明があったかと思いますが、社会福祉課におきまして

は、生活に困窮されているということで、ケアマネジャーさんを通じて福祉相談課の包括支援センターへ相談が入り、生活保護相談等につながるケースが多くあります。親御さんの年金で生計を維持されていた方が、親御さんが亡くなったというようなことで生活に行き詰まられて相談につながるというケースが最近増えてきております。

やはり40代から60代の方が多いんですが、ひきこもるという定義に当てはまるかどうかは個々のケースによって異なりますが、長い間、仕事に就いておられず、すぐに生活の立て直しや自立につながるというようなことが難しい、つながりにくい面がございます。

生活保護の条件を満たす場合は、生活保護を受けていただきながら医療や就労に支援を行なっていくこととなりますが、家庭内や家族内のことは、なかなか外から見えにくい面もございまして、ひきこもりの支援とも重なるんですが、できるだけ早く相談や支援につなげられるように関係機関との連携が重要であると考えております。

最後の消費生活センターとの連携というところで、家計改善支援に関しましては、相談や支援をこういった一体的に行っている中で、家庭の収支のバランスがうまくできない方に対して、家計簿の作成など自らが適正に家計を管理できるようにということで、根本的な課題の解決を支援することを目的に実施をしている事業になります。

ただ、制度の利用を支援している方に進める中で、生活再建への意欲や本人の同意が必須となっており、なかなか利用に結びつけることに苦慮しているような状況です。

消費生活センターとの連携という点につきましては、多重債務等により困窮に陥っておられる方については、先ほどから申し上げております、私ども社会福祉課内にあります直営機関が債務管理が必要な形については法テラスへの弁護士相談につなげたり、同行支援なども行なっているんですが、消費生活センターとの連携という点については、債務整理の原因に、詐欺ですとか消費問題が絡んでいる場合は連携を取ることでもございましたが、実際のところそう多くは連携が取れておりません。

しかし、平成30年だったと思うんですが、法改正で地域ケア会議など生活再建という観点からそういった連携をしっかりとって、支援につなげていくということも努力業務になっておりますし、税金の滞納整理にみえた方や消費生活センターに相談に来られたことをきっかけにして、支援につなげていくことが少しでも早

く再建につながられるようになるのかなとも考えますので、市役所内部での連携もさらに強化していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 最後の部分につきましては、消費者トラブル以外のことでもありますので、一度また連携、探ってみていただきたいと思います。

それから、わくわくステーションと一緒に相談あるいは就労の支援につながっているという流れは分かりましたが、そこに出かけて来れない方々ですね。そういう方々で本当に生活困窮の方々の相談なり就労支援に結びつけていく流れというのはどういうことが考えられるのでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 こちらの窓口に来られない方につきましては、私どもの直営の専門職員がアウトリーチによる相談等も実施をしております。そのような中でこの事業の一つであります就労準備支援というのが、コミュニケーションが苦手な方ですとか、あとは少し障がいを持っておられるような方の面接指導であったり、そういったところを主に支援している事業になります。

内職を北庁舎の4階でその事業所持っているんですが、そちらに誰にも会わないようにちょっと内職に来られたり、それもできない方についてはおうちのほうに内職の物品を持って行って、少しずつ手作業に慣れられたりというようなことも委託先のほうでは実施をさせていただいているところです。そういったことで少しずつ外へ出られるようにということで、個々に応じたプランを策定して支援をさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 次は、部局の資料のほうで、今井委員、お願いします。

○今井委員 すみません。予算審査に直接関係ないかもしれないんですけども、資料に出てたんでちょっと分かったら教えてください。

資料の2ページの死因のところです。自殺の人数が令和2年にちょっとまたきゅっと増えてるんですけども、コロナの影響とかその辺りがあるのかどうかという辺りの原因とか、その辺のことは追求はされておられるのでしょうか、分かったら教えてください。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 保健福祉課の平尾です。

今井委員の御質問にお答えをさせていただきます。

死因の原因とかにつきましては、市独自の追跡は難しく、直接分析はできていないのが現状です。ですので、コロナの影響があったのかどうかという辺りのところは、確かなことは分かりません。

原因等につきましては、警察庁のデータをいただくことによって大まかな分析というような形になるんですけれども、令和2年の分析につきましては、約7割が男性、60歳以上が8割を占めております。60歳以上の男性が自殺の方の約5割を占めているという状況で、この傾向につきましては、以前から大きく変わりはございません。

また、健康問題が約5割、家庭問題が約2割、経済生活問題が約2割、高齢者が多いこともあると思いますが、約9割の方が無職というような形になっております。

今ここには令和2年の分しか分かってはいないんですけれども、速報値的な形になるんですけれども、令和3年の自殺は4人ということで、年によってかなり何が要因が関係しているのかというところの分析が難しいのが実情なんですけれども、上がったたり下がったりというようなことが現状です。

以上です。

○神吉委員長 続いて、山下委員。

○山下委員 提出してござっております資料の5ページの下の段です。

障がいのある人の状況ということで、毎年提出していただいております。その中で療育手帳交付者というところで、療育手帳交付者のB-2の方が増えていて、結局療育手帳の交付者数が増加しているわけでありますが、この理由の説明をお願いいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 療育手帳の交付者数ですが、資料5ページのとおり、年々増加しておるところでございます。

増加理由につきましてですが、児童思春期相談や親と子の心の相談など、相談支援の体制が整ったことで、サービスや制度への理解が深まって、相談の中で家族で検討されて手帳を申請されている、そういう状況じゃないかというふうに思います。

令和3年度の状況を見てみますと、現在判定の方も含めて16名が手帳交付の申請をされておりますけれども、ほとんどの方が児童の方で、相談に来られた中で、ある程度の年齢に達したときに家族で検討されて、手帳申請をされる。また、特別支援学校など進路を決めるときに手帳を取得される、そういうような場合があります。

す。

あと数は少ないんですけれども、成人の方もいらっしゃるしまして、これまで家族で支援されて、サービス利用はなかったんですけれども、家族の高齢化ということで相談に来られて、手帳取得サービスにつながったというような方もいらっしゃいます。そういうような状況です。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 相談体制がしっかりとしてきて、これまで個性であるとか、あるいは親の育て方がよくないのではとか言われていたような大変つらい場面が、これは障がいであるというふうに認められてきたというようなことで、私といたしましても非常によい方向であると捉えております。

そしてまたそれに伴います支援体制というのは、相談体制に伴って進んでいるのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 支援体制といいますか、次にどうしていくかというようなことの思いになりますけれども、相談窓口の周知でありますとか、主要事業を説明書のほうにも記載しておりますが、来年度からは重点的に障がい者理解啓発の促進に力を入れたいというふうに考えております。障がいのことについて、市民の理解を深めるというような取組と、制度そのものをよく知っていただいて、相談につながるようなそういうことができなければいいというふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。2時40分まで休憩します。暫時休憩。

午後 2時24分休憩

午後 2時40分再開

○神吉委員長 休憩を解き、審査を開催します。

次は、生活保護の動向について。

今井委員、お願いします。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それでは、部局資料の6ページです。

生活保護の動向のところですが、令和2年の被保護人員が171人というふうにあ

ります。保護率が0.5%ということになっています。ただでさえ低い日本の捕捉率でさえ1.6%というふうに言われてます。外国のほうなんかはもっともっと高い捕捉率だと思うんですけども、それに比べて、1.6%に比べても、0.5%というのは非常に低いんですよ。すごく気になるんです。

田舎というか、地方のほうがやはりお互い助け合うみたいなその辺はそういう力が強いかもしれないんですけども、その辺は気になるんでお聞きするんですけども、例えば相談には来ているけれども、それだったらいいですみたいな形で帰られてる人の数とか、よく聞くのが、例えば親族のほうに一遍問い合わせるというそういう制度があると思うんですけども、それだったらいいわみたいなして断るみたいな、本来はもらうべき人が断ってるみたいなことがあるんじゃないかみたいなことがよく言われるんですけども、その辺り、実際例えば令和2年で171人ですが、それ以外にも相談に来られたような人というのはあるんでしょうか。

あるいは、それも含めて、本来受けるべき人が受けられてないようなそういう状況等々についての把握、調査等はされているでしょうか、その辺りをお聞きします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼します。令和2年度中に相談を受け付けた件数につきましては、63件となっております。そのうち実際に申請をされたのは27世帯、生活保護が適用になったのは21世帯となっております。割合で申しますと、33.3%になります。

本来受けるべき人が受けられているかどうかの調査については、非常に難しい問題なんですけど、相談に来られた方に対しては、丁寧に制度の説明を行い、要件を満たせばどなたでも権利として申請することができるということは、説明を心がけているところです。

先ほどおっしゃいました親族への扶養義務の調査という点につきましては、法律でそういった調査も義務づけられておりますので、当然実施はしておりますが、本人さんとのヒアリングを行う中で、長い間音信不通であるとか、そういった方については調査は実施をしないようにということで、調整はさせていただいているところです。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 63人相談に来られて、結果的に21人が受ける、33.3%ということですが、その辺り担当の方とされては、残りの3人に2人の方、相談に来られるということ

は、やっぱりかなり困られてるのが現実だと思うんですけども、3人に2人は仕方がないかなと諦められてる、その現状をどのように把握されてます。仕方がない、妥当な線だということな把握なんでしょうか、どうです。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず相談に来られる方には、医療や介護などに困られてというようなところの相談が多いように感じております。

ただ、少し貯金はあるんですがというようなところで、先が心配なのでという相談も多くありまして、やはり生活保護の制度としましては、持てる資産がある場合は、そちらを優先して活用していただくということが大前提にございますので、その辺りを説明する中で、では今回はまだ申請はできないですねというようなことで、帰られる方もございますが、実際にそういった預貯金がなくなって困られたら、いつでも相談に来てくださいねということで、2回、3回と来られる方もございますし、また、先ほどおっしゃいましたが、自主的に親族のほうが、生活保護を受けるぐらいやったら、もう少し支援しますというような方もいらっしゃいます。

また、持てる資産の中には、生命保険を解約して、解約金がある場合は、そちらを活用していただくといったところですか、自動車の保有については、仕事ですか、求職活動に必要な場合は認められますが、それ以外については認められない場合が多いというようなところがございますので、その辺りが即生活保護の申請というところには至らないのかなということと、あと、現在コロナに関連しましては、生活福祉資金の貸付けですとか、生活困窮者の自立支援金など、また住居確保給付金などのセーフティネットを国が実施しておりますので、もうしばらくそちらを活用して頑張りますということで、申請には至らない方も現在は多いように感じております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 その辺り重々よく注意して、本来もらうべきもの、余りすっからかんになってからでは、なかなかその後の再建も難しいと思いますので、その辺りも考えながら対応をお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 同じところで、山下委員。

○山下委員 それでは、資料6ページの生活保護の動向で、先ほど今井委員がされたところの関連質問をさせていただいてから、私が出させていただいております

質問に移らせていただきたいと思います。委員長、よろしいですか。

○神吉委員長 事前通告のあるところからお願いします。

○山下委員 その後でさせていただきます。

それでは、まず私が出させていただいているところですが、生活保護の動向を見てみますと、高齢者世帯が全体の6割以上を占められておるわけでありますけれども、現状の説明を願いたいと思います。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 山下委員がおっしゃるように、宍粟市におきましては、ここ数年高齢者世帯がおおむね6割を占める状況が続いております。

その要因といたしましては、加齢に伴い仕事ができなくなったけれども、年金の受給権がない、あるいは受給額が少なく、医療や介護にかかれないといったことで、生活保護の申請につながるケースが多いことが、大きな要因になっていると考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 働けなくなってということで、ぎりぎりまで働いておられて、そして働けなくなって年金が少ない、医療や介護にお金がかかるということで、医療扶助の中の医療扶助率というところを見ていましたら、医療扶助率が少なくなっているということは、介護扶助率とかそういったところが上がってきていると捉えたらいいのでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 医療扶助率が減少した要因としましては、コロナ禍において医療控えが目立ったというようなところもございます。

担当として見ている限りは、必要な医療については受けていただいていると考えておりますし、介護についても、おっしゃるように、高齢化により医療から介護のサービスに移行したというような方も多くいらっしゃるように感じております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 今井委員の質問された部分の関連の質問であります。相談に来られた方が63件で、そして申請に至った方が27件と御説明くださったように思うわけですが、権利として申請ができるということも御説明くださったわけでありまして、63件の相談に来られた方は、全員申請ができるということは、権利としての申請が

できるということではないかというふうに思うわけなんですけれども、その辺の事情をお話してください。

○神吉委員長 同様の答弁は割愛していただいて構いません。

先ほどの今井委員のときと何か違う答弁がありますか。

安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 すみません、先ほどの答弁と同じようになるかもしれませんが、きっちりと制度の説明をする中で、まだ申請は私は無理ですねということで、また困ったら相談に来ますということで辞退といたしますか、申請を控えられる方が多いように思います。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 少子化対策事業の関係で、委員会資料15ページに、子どもの居場所づくり支援事業というのがございます。

昨年新たに制度をつくっていただいたものだと思いますが、今年度の予算で58万円で、居場所の開設場所を現在幾らで、今後令和4年度に増やしていこうという予算になっているのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 現在、令和3年度中に子ども食堂としまして、2つの団体が立ち上げてくださって、毎月開催をしてくださっております。

予算といたしましては、4団体の実施を見込んでの要求となっておりますが、現在実施していただいております2団体とも、山崎町が拠点となっておりますので、令和4年度の目標としましては、社会福祉協議会のコーディネーターさんのお力もお借りしながら、何とか北部地域での開設も含め、4団体まで増やしていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。昨年できたばかりなんで、余り大きなことは言えないと思いますが、明石のホームページを見てましたら、子ども食堂を小学校区単位に設けていまして、44小学校区に配置するというような形を取っております。一挙に健康福祉部のところ、どっちかと言うと少し意味合いが違っているかと思うんですけれども、ほかの事業なんかとも絡めて、少子化対策として統合していったら、もう少し大きくしていくみたいなそんな将来性のお考えなんかは、今のところございませんでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 ありがとうございます。私もこの事業を立ち上げるときに、明石市のホームページ等も拝見して、参考にはさせていただいたところでは。

子どもへの支援ということでは、現在コロナ禍において、子どもの居場所がないですとか、孤立化、またひとり親家庭の増加といったところで、非常に子どもの貧困ですとか、居場所の問題等もクローズアップされてきております。

私どものほうでは、少子化対策のほうでもあるんですが、また先ほど申し上げた生活困窮自立相談支援事業のほうでも、学習支援等も行っております。直営でできることには限度がありますので、地域のお力などもお借りしながら、できるだけ地域でこういった団体を立ち上げていただくことが望ましいのかなとは考えておりますが、この事業の対象ではないんですが、個人的に夏休みなどに、地元の子どもさんを対象に、学習支援を実施してくださっている方もおられると伺っておりますし、そのような場所が増えていくように、市としては支援の在り方も必要に応じて見直していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 ここから大畑委員が続きます。大畑委員、お願いします。

○大畑委員 それでは、続けさせていただきます。

部局資料の18ページ。

障害福祉サービスでございますが、この中で特に2点お伺いいたします。

1点は就労継続支援のB型です。これも、工賃によっていろいろサービス給付費も変わってきているということで、各就労継続支援施設とかにとっては、工賃を上げるために必死で働いておられるみたいなことを聞きます。今年度の工賃目標額がどのくらいの金額になっているのかということと、行政も優先調達なんかでいろいろ支援されていると思うんですけど、今年度予算の中で優先調達に係る費用をどのくらい見込んでおられるのか、その点をお伺いします。

もう一点は、共同生活支援、グループホームの予算についてですが、対象のグループホームは何施設で、援助内容、具体的にどういうところについての援助をされているのか、お伺いいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 まず初めの、就労継続支援B型の工賃目標額なんですけれども、それぞれの目標については、今のところ把握はようしてません。

工賃の目標額につきましては、年度当初に事業所に照会し、情報提供をいただいで、それぞれの事業所の目標額を把握しているにとどまっております。

行政の支援策として、優先調達のことなのですが、当初予算が確定した後に毎年集計しまして、それぞれ各事業所のほうに伝えているというような状況になっておりまして、ほかの支援策としましては、販売会の開催でありますとか、ホームページ、職員向け、事業所向けに事業所の製品紹介を行っているというようなところと、就労支援事業所連絡会を2か月に1回開催しているというそういうところでございます。

共同生活援助の予算額につきましては、令和3年度の給付費の実績を参考に見込んでおります。対象の事業所は、市内の事業所が4つ、市外の事業所が18になってます。

サービスの内容は、具体的と言えるかどうか分かりませんが、主には夜間や休日になります。共同生活を行う住居で食事や入浴などの日常生活上の援助というようなことでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 最初のほうをちょっと勘違い私がしているのかどうか分からないですけど、県が一応目標額を出してるかと思うんですね、工賃の。各施設も当然あると思うんですが、そのときそのときに。今の目標額がどのぐらいに設定されているんかということと、それから、物品なんかの優先調達、毎年予算の中に反映してますよね、それがどのぐらい令和4年度で幾らなのかということをお聞きしているんですけど。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 すみません、工賃の目標額につきましては、県であったり、西播磨の実績をうちはもらうだけで、今の段階で申し訳ないんですけども、こちらで目標額いうのをちょっとよく把握しておりません。

あと優先調達につきましては、年度が始まってから予算を集計して、それを事業所に言うというような形を取っておる。

予算編成方針の中には、優先調達にお願いいたしますというようなことは通知をさせておるんですが、今の段階で集計の金額を把握しておりません。申し訳ございません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 制度が変わっているのか分かりませんが、事業者に言うという以

前に、各部署が今年の予算編成の中で、優先調達のためにこれだけのものを障がい者施設から購入しますとか、障がい者施設のサービスを利用しますということを、予算上げてこなければいけないんじゃないかと思うんですね。それが今年度予算の中に幾らあるんでしょうかということをお伺いしているんですけど。

例えば、記念品を障がい者施設から購入するでありますとか。清掃業務を受け持つとか、いろんなことがあると思うんですけど、その金額です。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 おっしゃっていただきましたように、北庁舎の清掃の業務でありますとか、各種記念品の業務というようなことを、それぞれ担当課お願いをしておるんですが、今の段階で、申し訳ないんですけど、集計をしてないんです、後でいうようなところでございます。

○神吉委員長 集計されていないというようなことで。

○大畑委員 予算委員会終わるまでで、資料提出をお願いしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか、委員長。

○神吉委員長 それは可能ですか。

分かりました。

次へ進みます。

大畑委員。

○大畑委員 次、19ページの意思疎通支援事業の中でも特に手話に関してお伺いいたします。

条例をつくられてから、通訳者など、たくさん養成されているというふうに思いますが、手話通訳の目標に対して、今どのぐらいの通訳者がいらっしゃるのかということと、新たに今年度、どのような目標設定がしてあるのかということをお伺いします。

それと、聾者自身の生活支援に関してですが、生活相談あるいは、電話リレーサービス、そういうものの導入が検討されているというように思いますが、宍粟市での現状についてお伺いしたいのと、その辺りのサービスを今後どのようにしようとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 1月末の手話通訳の状況ですけれども、登録手話通訳者の人数が15名で、派遣件数が396回というふうになってます。設置の手話通訳者2名がその派遣調整や窓口での相談対応、576件ありましたけれども、それを行っているとい

うところでは。

それと目標につきましては、手話施策の推進方針に基づいて、アクションプランとして毎年度数値目標を掲げておりました、手話施策について広報活動であったり、手話教室の開催目標であったり、また、手話奉仕員の養成講座の実施などについて、それぞれの項目で目標を設定しているところでございます。

課題として一番に思うところなのですが、登録手話通訳者の確保いうところで、さらにいうことになりますと、有資格化ということで、有資格者が今10名おられるんですが、その確保が難しい状況の中ではございますけれども、宍粟市として試験対策講座を実施して、支援をしているというところでございます。

あと聾者に対する支援の状況ですが、先ほども申し上げました一番のところは窓口での相談のところだと思いますし、それに併せて派遣事業いうところで、手話による情報取得への支援を引き続き実施したいというふうに思います。

また、相談や手話の使いやすい環境づくりにも取り組んでいきたい、そういうふうに思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 有資格の手話通訳者の登録者を増やしていくというのはもちろん分かるんですが、非常にハードルが高いですから、手話奉仕員、そういう者を研修しながら、今年度このぐらい確保していこうみたいなそういうお考えはないんでしょうか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 ちょっと補足のところもあるんですが、手話通訳者の受検のために、今ハードル高いようなことがあるんですが、県の養成講座を受けるなどして7名の公募者がおられるんですが、その人には受験に向けて取り組んでもらっているというところでございます。

あと、手話奉仕員の養成講座につきましては、入門編と基礎編を実施しておるんですが、手話奉仕員の養成講座につきましては、実施回数20回、受講者が10人というようなところを設けておりますし、手話奉仕員養成講座の基礎編につきましては、実施回数が22回、受講者数は10人というふうに設けておるんですが、基礎編につきましては、入門編を受けた方を対象にということで、今年入門編を受けていただいた方が11人おられるので、その方を対象に実施をしたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そののところ分かりました。

もう一つの電話リレーサービスの状況はどうなっているのかなということで、課長からは、設置者によって生活支援をやっているということをおっしゃいましたが、2人配置されております手話通訳設置管理者、正式名は分かりませんが、2人いらっしゃいますよね、土日とか、祝日はお休みなんで、聾者の方が日常生活として、例えば、スマホとかで直接電話リレーサービスを通じて、自分が日常生活に必要なものを買っていかるとか、いろんなことができるように聞いているんです、そういう状況が広がりつつあるということ。

ですから、電話リレーサービスの現状はどのようになっているかということについて、お尋ねしたいんですけれども。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 電話リレーサービスにつきましては、財団がされておるところなんですけど、うちのほうで把握しておりますのは、2名ぐらいは利用されておるといようなことを聞いてます。

あと、うちのほうのLINEによるビデオ通話ですけれども、この部分につきましては、タブレットとスマホでやり取りができるわけですが、今年の状況ですけれども、14件の回数があったということと、休日であったり、夜間・緊急時の対応につきましては、設置の手話通訳者が対応している、そういうような状況です。

○神吉委員長 次の事業、よろしいですか。

大畑委員。

○大畑委員 すみません、22ページの介護保険はほかの方も出しておられるので、どうしましょう、委員長。

○神吉委員長 これは後に回してもよろしいですか。

○大畑委員 はい。

○神吉委員長 それでは、介護保険のところを最後の25番、26番のところへ持ってきます。

それでは、社会福祉協議会補助金で。大畑委員。

○大畑委員 予算書の65ページになろうかと思えます。部局資料26ページです、すみません、その関連でお伺いします。

議会のほうにも、令和4年度の予算要求をいただいております、議会からも頑張ってもらいたいというふうには言っています。社会福祉協議会の補助金で主には人件

費補助だと思いますが、これについて今年度の考え方を伺いたいということと、積算の基準になっているのは、何を基準に人件費の補助ということが決められているのかということをお尋ねします。

それと、部局資料の26ページでは、包括支援センターの関係で地域包括の担い手として生活支援コーディネーターも頑張っていると思うんですが、福祉相談課の2名が兼務の方でいらっしゃいますので、実質は社会福祉協議会の生活支援コーディネーターにウエートが全部かかっているのかなと思うんですけど、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの配置数、令和4年度はどのように考えられるのかということをお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 社会福祉課のほうでは、社会福祉協議会へ運営費といいますか、人件費補助を行っております。

予算の積算といたしましては、9名分の人件費と、あとはボランティア活動サポート補助ということで、もう一名、県からも社会福祉協議会さんが独自で補助を受けておられますので、その分を引いた金額として250万円。さらに地域福祉推進計画を社会福祉協議会さん独自で計画策定していただいて、取り組んでいただいております。その事業に対する補助金を150万円ということで、合計で令和4年度については、5,691万9,000円を今回要求させていただいているところです。

積算基準につきましては、お一人お一人社会福祉協議会の職員さんの人件費を基準に積算をいたしているところです。

すみません、生活支援コーディネーターの件につきましては、福祉相談課のほうがお答えさせていただきます。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 では私のほうから、生活支援コーディネーターについてお答えいたします。

宍粟市では、生活支援コーディネーターとしまして、第1層としまして、市の地域包括支援センターの職員2名と、第2層としまして、宍粟市社会福祉協議会のほうへ委託しております。現在、宍粟市社会福祉協議会のほうでは、2名の職員が兼務してくださっております。

委託としましては、保健福祉圏域、旧の町域辺り1名としておりますが、ほかの圏域と兼務することも可としておりますので、現在2名で活動していただいている状態です。

1層と2層が連携しながら事業を行っております。地域づくりは生活支援コーディネーターだけではできないものではなく、多くの関係機関と連携しながら活動しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 まず社会福祉課のほうの補助金総額につきましては、例年どおりに変わっていないという解釈でよろしいのでしょうか。何か違う点があったら、おっしゃっていただきたいと思います。

それと、生活支援コーディネーターの関係、旧保健福祉圏域1名が私は望ましいと思うんですね。兼務も可能としてるというのは、それは市の事情でそうされてるんだらうと思うんですけど、やはりコロナ禍も含めて、多くの地域の高齢者を含めて、課題がたくさん出てきていますよね、特に通いの場だけでは十分通いの場にも通えないという厳しい状況もあるわけで、いろんな生活課題、高齢者だけではありません、子どもの混在も含めてですが、生活支援コーディネーターがしっかり旧町域に張りついて、活動してもらう必要があると思うんですけども、その辺り、ちょっと兼務というのでは難しいんじゃないかなというように思いますけど、いかがでしょうか。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず、私のほうからは、人件費補助の件に関しましてお答えさせていただきます。

昨年度と違う点につきましては、昨年度は、社会福祉協議会のほうから要求があった全額に対して、95%を補助いたしたところです。

令和4年度につきましては、コロナの影響を受けまして、社会福祉協議会さんの独自財源である介護保険の収入などが激減しているというようなところもありまして、また、社会福祉協議会さんで独自に組織の改編ですとか、運営の見直し等も力を入れて行っていただいているというところを受けまして、令和4年度については、要求額の全額を今回は補助するというところで、要求させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 生活支援コーディネーターと協議したり、社会福祉協議会との業務委託等のお話をさせていただく中で、宍粟市はとても大きいですが、2名では負担が大き過ぎるとかという話は特に聞いてはおりませんが、しかし、必要に応じ

て人数のことについては検討させていただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、子育て支援事業は津田委員、お願いします。

○津田委員 部局資料の31ページの子育て支援事業の子育て支援センターの運営についてです。

令和4年どのぐらいの利用人数を見込んでいるのか、令和3年どれぐらいあったのか、実績等もあれば、教えていただきたいと思います。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 津田委員の御質問にお答えさせていただきます。

子育て支援センターは旧町単位で市内4か所ございます。子育て支援センターの中でグループ活動、子育て相談、また講演会等のイベント、自由に来館していただく日が設けられているんですけども、それらを全て合わせまして、利用延べ人数としましては、7,600人を見込んでおります。

この数につきましては、ほぼ例年どおりの予定で見込んではいらっしゃるんですけども、令和2年度、令和3年度につきましてはコロナの影響等ございまして、利用を控えるといいますか、休館させていただいたりですとかいうこともありましたので、実績としてはこれよりは少し下回るのではないかと思います。今後はもう少し活動ができることを希望させていただきまして、予定としてはその人数を見込んでおります。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 すみません、旧町ごとの内訳とか何か分かりますか。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 旧町ごとの大まかな見込みになりますけれども、先ほどの数が合わせた数を少し丸めましたので、足していただくと少し違ってくるかも分かりませんが、山崎が3,045人、一宮が2,450人、波賀が1,110人、千種が1,040人、ちょっと数を最後丸めたので、合わないかも分かりませんが、すみません。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

続きまして、大畑委員。この件は。

○大畑委員 いいです。

○神吉委員長 次は、山下委員、お願いします。

○山下委員 それでは、資料を提出してござっております33ページの母子保健事業、これにつきまして質疑をさせていただきます。

この中で5歳児発達相談というのは、ASDとかLDとかの早期発見ということで始まった事業であると考えているわけですがけれども、これまでの相談状況及びその成果の説明をお願いいたします。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 山下委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど山下委員の御質問の中にもありましたように、子どもの特性に応じた子育て支援を行い、子どもと保護者が安心して就学を迎えることができる環境を整えるために、事業を行います年度に5歳になる児童児、就学の2年前の学年に当たるんですけれども、を対象に事業を実施しております。

事業の内容としましては、保護者と通っておられる保育園等の保育士とに同様のアンケートを行っております。そのアンケートの回収の結果の内容ですとか、項目にチェックを入れられた個数等により、担当の保健師が、直接保護者の方や保育士の方に再度聞き取りを行って、支援が必要と思われる子どもさんに対して、心理士による相談、また発達検査、医師の相談等を受けていただきまして、保護者や保育士に対して関わりの助言を行っていただいたり、就学に向けての支援につながっています。

就学に向けて集団生活での支援ということで、保健福祉課の保健師が福祉相談課、障害福祉課、こども未来課、学校教育課、各保育所、こども園、幼稚園等と一緒に対応をさせていただいております。スムーズな就学に向けての支援につながっているものと思っております。

以上です。

○神吉委員長 続きまして、今井委員。

○今井委員 部局資料の37ページ。

これも単純に教えてほしいんですけれども、歳入、発熱者臨時診療所の表のところなんです。施設別、年度別、一番上の発熱者臨時診療所の表の中の数値の意味だけ教えてください。歳入の諸収入が1,263万6,000円、歳出の総務費として1,270万8,000円とあります。これは何でしょうか。

○神吉委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 今井委員の御質問にお答えをさせていただきます。

発熱者の臨時診療所につきましては、令和2年10月から令和3年11月まで、イン

フルエンザ等新型コロナウイルス感染症の抗原検査及びPCR検査に特化した診療所ということで、開設をさせていただきました。本来であれば、11月末で閉院しておりますので、新年度には予算としては現れないはずでありました。

ただ、令和2年10月分から令和3年8月分の診療の中で、インフルエンザの検査に関する請求金額に誤りがあることが判明いたしまして、本来であれば、ずっと診療所が継続して開設しておれば、毎月々の請求の中で調整ができる部分ではあったんですけども、それが診療をしておりませんので、一旦受けていたお金を一回返させていただきます、そして新たに正しい金額でもう一度請求して、国民健康保険団体連合会とか社会保険診療報酬支払基金のほうから、お金をもう一度受け入れるというような形になりますので、その歳出と歳入の金額ということになります。

○神吉委員長 次は、19番、大畑委員。よろしいか、取り入れさせていただきます。介護保険です。

○大畑委員 それでは、介護保険と地域支援事業と両方やらせていただきたいと思えます。

まず、部局資料の22ページ、23ページに、介護保険事業特別会計の中の介護給付費の表が出てるんですが、この中で、認知症対応型通所介護の部分が令和4年度から予算額ゼロになっていますので、これをお尋ねします。保険給付のほうもゼロです。これどういうふうになる、どこのほうに予算が振り分けられたのか、それを含めて教えてください。

それから、小規模多機能の居宅介護、これの実施施設数と増額の理由を教えてください。

総合事業のほうで、令和4年度の目標と総合事業の中で、通所型サービスが6割ぐらい予算の割合が占めるわけですけども、その辺りどういう効果を狙っておられるのか、お伺いします。

先ほど生活支援コーディネーターのことは言いましたので、それは結構です。

以上お願いします。

○神吉委員長 答弁を求めます。

有元課長。

○有元高年福祉課長 私のほうからは、介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費のところの御質問にお答えします。

まず、1点目の認知症対応型通所介護の予算額がゼロになっているという点につきましては、現在2か所ある市内の認知症対応型通所介護事業所が休止となっております。

りまして、令和4年度以降も再開される見込みがたっておらず、予算額はゼロと見込んでおります。

実際これまで認知症対応型通所介護を利用されていた方は、通所介護や地域密着型通所介護、ショートステイ等にサービスを移行されているところです。

2点目、小規模多機能型居宅介護の実施施設数と増の理由につきましては、当初予算では、介護予防における小規模多機能型居宅介護が、令和3年度実績見込みに比べ、大幅に増加しておりますが、介護保険事業計画をベースに予算計上しております。令和3年度につきましても、当初予算の時点では630万6,000円で計上しております。令和4年度予算につきましても、介護保険事業計画の給付見込みに基づきつつ、実績見込みも勘案しながら、若干減額した580万8,000円と計上しているところです。

しかしながら、予算計上では2か所ある市内の小規模多機能型居宅介護の事業所数を計上しておりますが、現在1か所の事業所が小規模多機能型居宅介護の廃止に向けて手続を進められているところで、市も県と調整を図っているところです。

国県との調整もあり、事業所の1減による給付見込み減が、予算にダイレクトに反映できておりませんが、行く行く補正での対応になる見込みとなっております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 内容は分かりましたが、やはり事業者側も運営していくことが非常に厳しくなっているという背景が、どのようにお考えなのかということをお伺いしたいんですが、まず認知症対応型の2か所で、どこが休止されたのかということで、そのサービスが利用者の負担なく振り分けが可能なのかどうか、その辺りをお伺いしたいというように思います。

小規模多機能も非常に人気のあるところですけど、運営は非常に厳しいというふうにも伺っておりますが、その辺り利用ニーズとそれに対する供給を今後どう考えていかれるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 まず、認知症対応型通所介護のほうなんですけど、こちらは、まどか園と白寿園の関係の認知症対応型通所介護が休止となっております。

休止の理由につきましては、利用者の施設入所や死亡等による利用者数の減少や、人員基準の確保が難しいと伺っております。

認知症対応型通所介護の受給者数は、全国的にも年々減少傾向にありまして、認

知症の特性にかかわらず通常の通所介護サービスを利用されるケースが増えているものと思われます。

認知症対応型通所介護は、一般の通所介護よりも人員体制とかが厚くなっておりまして、採算性の面や認知症という特性があったとしても、ほとんどのデイサービスの事業所で受け入れられていますので、そういうところで人数も徐々に減ってきているということで、休止となっている現状です。

小規模多機能型の1事業所の廃止につきましては、いこいの家土万、こちらのほうが廃止の手続を進められております。

平成20年に小規模多機能を開設され、地域住民へのサービスを24時間365日で提供を行ってこられました。が、経営状況の悪化や泊まりなどの夜間支援を行う職員の配置が一層厳しい状況となったため、廃止というようなことを伺っております。

これまでサービスを利用されてた方につきましては、泊まりを主に利用されてた方はショートとかに移行され、日中のデイに通われてた方は、ほかの事業所のデイサービスに移行、あくまで小規模多機能を希望されるような方につきましては、佐用のほうに受け入れが可能となっております。それぞれサービスの移行をされてるような状況です。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 何とか受け皿があるというふうに捉えさせていただきましたが、やはり介護保険料が1号被保険者についても非常に高くなってきてます。それは当初の介護サービスの給付を見込んだ上での保険料算定があるわけで、途中からどんどんなくなっていくということになったときに、その辺保険はかけるわ、サービスはないわというそういうことについてはどうお考えでしょうか。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 実際いこいの家土万を利用されてた方は、すごく中には残念がられた方もおりますが、こういうような事業所の状況もありまして、御利用者さん、御家族さんも御理解の上、今既存のメニューの違うサービスに移行を御理解いただいて、しているところではあります。

保険料につきましては、3年ごとに算定しておりますので、この3年間の見込みの中で給付が落ち込んだ分につきましては、また基金に積み立てということで、来期の保険料の軽減を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 保険料は安いにこしたことはないんですけど、なくなった分は基金に積み立てますということじゃなくて、やっぱり家族の負担がかからない介護サービスを社会的に準備していこうという場合、ちょっと偉そうに言ってごめんなさいね、そういうことでこの介護保険があって、皆高い金払って、お願いしていているわけで、これがまた採算性が合わない背景があるから、事業所が運営するのも大変だろうと思うんですけども、そういう中で負担と利用との関係性を今後十分考えていただきたいなというふうに思います。

○神吉委員長 以上でよろしいですね。

津村部長。

○津村健康福祉部長 委員おっしゃるとおりだと思います。

一応介護保険の事業計画上で計画数の事業所なりを計画しておりますので、その数が不足していくということになりますと、まさにおっしゃるとおりの状況が起きてくるというふうに思います。

ただ、このこともおっしゃいましたけれども、やはり介護保険制度の中身自体の国の制度改変が結構激しくて、本当に事業者さんも困ってらっしゃるなというふうなことも強く感じます。

その都度我々行政と事業者さんとも具体のお話しなり、運営上のお話しなんかもしていくわけですけれども、なかなか厳しい面もあるんですが、できるだけ市民の利用者の方が困られないような、次の方策であったり、我々としても計画に沿った形での事業所いうものは確保していきたいというふうなことは思いますので、その点、できるだけ努力はしていきたいとこのように思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうしたら介護保険のほうは終わりますが、総合事業のことをまだ答弁いただいておりませんので、こちらのほうなんですけれども、お願いいたします。

○神吉委員長 樽本課長。

○樽本福祉相談課長 では、私のほうから総合事業につきまして、お答えさせていただきます。

この総合事業は、介護保険の認定を受けられた要支援1と2の方と、国が示す基本チェックリストの結果、事業対象者となった方を対象にした事業です。

総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活支援を目標とした事業でありまして、高齢者が幾つになっても生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことが

できる取組をしております。

令和4年度の取組としましては、この要支援1、2、あと事業対象者の方が介護が必要とならないように、介護度が重くならないように、心身とも健康な状態を保っていただくためには、フレイル予防が大切だと思っております。

高齢者が身近な場所で気軽に集まり、地域での支え合いや高齢者の社会参加、生きがい活動を推進するために、地域の住民が主体となった通いの場を充実させたり、あと、特定健診会場でのフレイル検診の実施、また、各データを用いて健康状態が不明な高齢者を把握しまして、保健師等の訪問により、介護度が重くならないような支援を行っていきたいと思っております。

通所型サービスの効果につきましては、支援を受けられる方が、本人や家族の意向、意欲、課題等を確認しながら、課題に対する目標を設定しまして、自立に向けた支援計画をケアマネジャー等が作成しております。

個々により異なりますが、定期的に週1回から2回程度サービスを利用されるということで、外出だったり、健康状態の把握、運動、他者との交流や楽しみの機会となりまして、介護予防となっていると思います。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 先ほどの介護保険の本体から要支援1、2の方は外されたりとか、どちらかというところはまだ軽い方の重症化を防ぐことであつたり、あるいは、要介護認定を受けてない方の介護予防的なことが考えられるんだろうと思うんですけど、今課長おっしゃったようなことを目的にされてても、コロナ禍で通いの場なんかなかなか実施できないでいるとか、いろんなことがあると思うので、コロナをある程度意識して、この予算を組まれているのか、あるいは通常のパターンで予算を組んでおいて、コロナによってはいろんな手法を考えていこうということでの取組を考えておられるのか、その辺り、全体的な話になりますが、教えてください。

○神吉委員長 栗山副課長。

○栗山福祉相談課副課長 大畑委員の質問に答えさせていただきます。

コロナ禍を見込んだ予算となっております。

例えば、通いの場を宍粟市は力を入れているんですが、ここ2年、令和2年、3年とコロナ禍の中で通いの場がお休みのところがあるんですが、その際には、安心して安全におうちでできる体操、理学療法士の指導の下、パンフレットを作成しまして、おうちに配布して体操していただいたり、また、しそチャンネルのほうで、

頭と体にいい時間というのを流させていただいているですけれども、それも介護予防の取組として、地域包括支援センターのほうがしております。

また、通いの場のほうにつきましては、宍粟市は広大な面積を要して、冬場は特に北部地域がなかなか公民館にも行けないという状況が続いてたんですが、今までは集まって、顔を見て交流するということを目標に、公民館等に行くことをいきいき百歳体操では取り組んでたんですが、コロナ禍と冬季のことも含めまして、自宅でも安心できる方法を令和4年度としてはちょっと新しいスタイルで考えていこうということで、現在検討しております。

以上です。

○神吉委員長　それでは、続いて、林委員。

○林委員　部局資料の42ページなんですけれども、介護保険料の滞納状況、徴収の関係です。

介護保険料も税と同じように、かなりたくさん滞納があります。税のほうは時効の中断して、徴収に努めてますけれども、介護のこれを見たら、5年ほどで不納欠損されてるようですね。

税と介護保険料は違うんであれなんですけれども、不納欠損を行う基準いうんか、それは時効が来たらされるんでしょうけど、時効の中断の方法もあると思うんですけれども、大体5年で不納欠損されておるんですけれども、不納欠損する基準があるだろうと思うんですけれども、それはどういう基準でされておられるんですか。

○神吉委員長　有元課長。

○有元高年福祉課長　林委員の不納欠損の基準についての御質問にお答えします。

介護保険料は督促等による時効の中断はあるが、原則として起算日から2年を経過した時点で、時効によって消滅します。これは介護保険法の200条1項に記載があります。

時効の消滅により、徴収権は絶対的に消滅し、仮に時効完成後に納付の申入れがあったとしても、これを徴収することはできません。

短期の時効期間や法律による合理的な制限措置がされますが、介護保険は、制限措置の周知とか、催告、差押えのための調査、さらには相続や転出による適切な追及調査等収納率の向上に向けた取組は講じた上で、2年の時効が到来した保険料につきましては、不納欠損を行っているような状況です。

以上です。

○神吉委員長　林委員。

○林委員 何もせなんなら2年で時効ということになると思うのやけどね、時効の中断はあるんでしょう。それをせなんなら、2年で時効ということになると思うんですけど。時効の中断はなかなか難しいんですか、するのが。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 介護保険料は、根本的に一般の債権とは性質が異なっておりまして、一般の債権は、未来への対抗手段が回収方法を強化するという同じ方向へしか対策がないんですが、時効の中断も適切に税とかを行っていかねばならないとされておりますが、一方介護保険料につきましては、対抗手段として法律内に支払い方法の変更や給付制限の措置が設けられているため、特別な災害とか病気等で財産に著しい損害や収入の減少以外は、納期限の延長も認めておらず、期限内に納付しない限りは時効とし、制限を措置することに基本はなっております。

安易に分納等による時効の中断をしますと、例えば公平に納めておられる方との公平性が担保できなく、納付額の低い保険料で給付制限なしにサービスを利用されるということにもつながりかねませんので、基本的には今言いましたように、そういうような催告差押えの調査とか、そういう適切な措置を取った上で、それにもかかわらず納めない方は、2年の時効が到来とともに、不納欠損ということになっております。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 税はきっちりきまっていますけれども、保険料ですから、税と違うと思うんですけど、かなり滞納額が多いんで、そこらもそれこそ納められる方と、滞納される方と不公平に生じると思うんです。

ですから、いろいろと研究、勉強していただいて、安易に不納欠損にならんようにしていただきたいなと思います。

○神吉委員長 続いて、同じところで、山下委員。

○山下委員 資料を出してくださっております42ページの介護保険料の滞納状況につきまして、質疑をさせていただきます。

まずは、令和3年度の介護保険料収納状況というところで、現年度収入未済額が1億7,069万440円、滞納者数134名、滞納件数884件ということですが、この状況の説明をお願いしたいと思います。

それともう一つは、保険給付の制限者への対応ということですが、令和3年度、令和4年2月末現在におきまして、給付額減額となっている要介護要支援認定者、この方が4名、そのうちサービスを使っておられる方が2名となっております。

す。

サービスを使っておられる方2名は、本来ならば1割負担で済むと思うわけですが、3割負担となっておられるというようなことになっているのかどうかといったような、保険給付制限者への対応の説明をお願いしたいと思います。

○神吉委員長 有元課長。

○有元高年福祉課長 山下委員の介護保険料滞納状況についての御質問にお答えします。

まず1点目の滞納者の状況ですが、これはあくまで令和4年2月末現在で収入未済額、滞納じゃなくて、まだ時期が来てないので、3月とか4月にも納められる方があるので、これを一概に滞納とはちょっと言えないんです。まだ今から収入、これから先納期が来るので、収入されます。

滞納実人数ですが、これは括弧で書いてありますように、186人、収納率82.09%となっております。

令和元年度と令和2年度は決算時の数値であるため、比較しづらいんですが、実際令和3年、去年の2月末時点の収納状況をちょっと確認してみますと、収納率は81.36%で、昨年度よりも収納率は改善され、滞納者が少し減少しているような状況です。

督促状の発送件数もちょっと確認しましたが、令和2年2月現在が、括弧ですが、148件、令和3年2月現在が128件、令和4年2月現在が118件と、徐々に督促状の発送件数も減ってきている状況です。

2点目の保険給付制限者への対応についてですが、先ほどもおっしゃったように、令和4年2月末現在で、4名の方が給付額の減額となっております、内2名の方がサービスを利用されている状況です。

滞納者が介護認定を申請される場合は、御本人の状況を十分確認し、給付制限措置についても、十分説明の上、納得いただいたような形で措置を講じるようにはしております。

制度上ペナルティーが課されることは避けようがないことではありますが、必要に応じ福祉相談課やケアマネジャーさんとも連携を取りながら、サービス提供につなげているところです。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 介護保険料が払えなくて滞納をしてしまった場合、やはり介護がどうし

でも必要になるぎりぎりにならなければ、ペナルティーがあるので、介護を受けずに御自宅で頑張られるという、そしてまたどうしようもなくなったときにしか使えないというような状況はないのでしょうか。

また、介護保険料が払えないような所得状況であられる方が、3割の負担でサービスを使うということは、非常に精神的にも、また経済的にも大変なような状況であられるような状況ではないのでしょうか。

○神吉委員長 答弁をお願いしますか。

有元課長。

○有元高年福祉課長 個々のケースにつきましては、その時々で丁寧に対応させていただいております。介護保険が滞納しているからサービスを我慢しているとか、そういうようなことは伺ってないというか、そういうことがもしあるんであれば、ケアマネジャーとか福祉相談課とか、もし経済的なことでしたら、社会福祉課とかも一緒に連携しながらサービスにつなげるように取り組んでおるところです。

○神吉委員長 よろしいですか。

これで発言通告いただいている分に関しての質疑は終了しました。

この際、ここで、関連で聞き逃したことがあればお受けしますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 なしと認めます。

それでは、これで健康福祉部の審査を終了します。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

次回は、明日15日、火曜日、午前9時開会です。

これで本日の会議を閉会します。

(午後 3時52分 散会)